

# 令和元年度 北河内地域水防災連絡協議会

日 時： 令和元年5月31日（金） 14：00～

場 所： 北河内府民センター1階 大会議室

## 議 事 次 第

### 1. 開会

### 2. 出席者紹介

### 3. 議事次第

#### ① 報告事項1

平成31年度 第1回北河内地域水防災連絡協議会行政WG結果報告【資料1】

#### ② 議案1

北河内地域水防災連絡協議会 規約の改正について【資料2】

#### ③ 報告事項2

北河内地域の防災、減災に向けた目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況について

○平成30年度末進捗状況【資料3】

#### ④ 報告事項3

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定について

○「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定【資料4】

○概ね5年間で実施する具体的な取組（新旧比較表）【資料5】

#### ⑤ 議案2

北河内地域の防災・減災に係る取組方針（改定案）【資料6】

#### ⑥ 報告事項4

平成30年度災害関連について

○平成30年度の災害を踏まえた取組み【資料7】

○台風21号に伴う被害状況 および対策の進捗状況について

#### ⑦ 報告事項5

河川砂防施設の整備及び維持管理等について

○平成30年度河川施設点検結果【資料8】

○平成31年度事業予定箇所及び河川特性マップ【資料9】

○想定最大規模降雨の浸水想定区域図作成のスケジュール【資料10】

○大阪タイムライン防災プロジェクト【資料11】

○大阪府・市町村の防災・減災に関する取組紹介

#### ⑧ 連絡事項

平成31年度 大阪府水防計画の改正について

○平成31年度改正点【資料12】

#### ⑨ 情報提供

○気象庁の動き【資料13】

### 4. 質疑応答

# 令和元年度 北河内地域水防災連絡協議会 配席図

スクリーン

プロジェクター

事務局 事務局 事務局

随行席

出入口

事務局			39	1	2	3	4	
事務局	事務局	1	大阪府枚方土木事務所					5
		2	大阪府寝屋川水系改修工営所					
		3	大阪府東部流域下水道事務所					
	事務局	4	大阪府中部農と緑の総合事務所					
		5	淀川河川事務所					
	事務局	6	大阪管区気象台					
		7	守口市					
		8	枚方市					
	事務局	9	寝屋川市					
		10	大東市					
38		11	門真市					9
		12	四條畷市					
		13	交野市					
		14	淀川左岸水防事務組合					
37		15	大阪府四條畷保健所					10
		16	大阪府守口保健所					
36		17	枚方市保健所					11
		18	寝屋川市保健所					
35		19	西日本電信電話(株)					12
		20	関西電力(株)					
		21	大阪ガス(株)					
34		22	大阪広域水道企業団					13
		23	交野市水道事業管理者					
33		24	寝屋川市上下水道局					13
		25	大東市上下水道局					
32		26	門真市上下水道局					14
		27	守口市水道事業管理者					
31		28	京阪電気鉄道(株)					15
		29	枚方寝屋川消防組合					
30		30	交野市消防本部					16
		31	大東四條畷消防組合					
29		32	守口市門真市消防組合					17
		33	大阪府枚方警察署					
28		34	大阪府交野警察署					18
		35	大阪府寝屋川警察署					
		36	大阪府四條畷警察署					
		37	大阪府門真警察署					
		38	大阪府守口警察署					
		39	北河内地域地域防災監					
27	26	25	24	23	22	21	20	19

随行席

事務局

随行席

出入口

随行席

随行席		
報道機関席	一般傍聴席	随行席
報道機関席	一般傍聴席	随行席
報道機関席	一般傍聴席	随行席

平成 31 年度 第 1 回北河内地域水防災連絡協議会  
行政ワーキング結果報告

開催日時：平成 31 年 4 月 26 日（金曜日） 14：00～

開催場所：北河内府民センタービル 大会議室

## ○主な説明事項

- ・北河内地域水防災連絡協議会 規約改正について
  - ⇒組織変更等に伴い、協議会及構行政ワーキング構成員について改定予定である旨を説明
- ・北河内地域の防災、減災の目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組にかかる進捗状況について
  - ⇒平成30年度進捗状況とりまとめ結果を説明
  - ⇒府・市による防災・減災に関する取組紹介
  - ⇒要配慮者利用施設の避難確保計画策定状況を説明
- ・「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定について
  - ⇒緊急行動計画の改定経緯を説明
  - ⇒緊急行動計画改定に伴い、北河内地域の防災・減災に係る取組方針（概ね5年間で実施する具体的な取組含む）の改定予定を説明
- ・河川砂防施設の整備及び維持管理等について
  - ⇒平成31年度事業予定箇所、河川特性マップ、おおさかタイムライン防災プロジェクト、想定最大規模降雨の浸水想定区域図作成のスケジュール、淀川水系寝屋川流域洪水浸水想定区域図の指定及び公表、大阪府河川防災情報WEBページリニューアル、平成30年度河川巡視点検結果を説明。
- ・大阪府の水防計画について
  - ⇒平成31年度大阪府水防計画の改正点を説明
- ・情報提供
  - ⇒気象庁の動き（大阪管区气象台）

## 北河内地域水防災連絡協議会規約（改正案）

## (名 称)

第1条 本協議会の名称は、北河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

## (目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「北河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

- 2 前項の「北河内地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

## (組 織)

第3条 協議会は、「北河内地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

- 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のワーキンググループを新設することができるものとする。
- 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

## (協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「北河内地域」における防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 地域における雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

## (行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の(1)(2)(3)(4)の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「北河内地域」の取組方針の

## 作成及び共有に関する事項

### (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

#### (協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

#### (行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

#### (オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

#### (会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

#### (協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

#### (構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府枚方土木事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成 3年5月29日から実施する。

この規約は、平成 9年5月28日から実施する。

この規約は、平成12年5月30日から実施する。

この規約は、平成18年6月 6日から実施する。

この規約は、平成19年6月20日から実施する。

この規約は、平成20年6月25日から実施する。

この規約は、平成28年7月27日から実施する。

この規約は、平成30年2月28日から実施する。

この規約は、平成30年5月28日から実施する。

この規約は、令和 元年5月31日から実施する。

(別表1)

(自治体)

大阪府知事  
大阪府枚方土木事務所長  
大阪府寝屋川水系改修工営所長  
大阪府東部流域下水道事務所長  
北河内地域地域防災監  
大阪府中部農と緑の総合事務所長  
~~大阪府寝屋川保健所長~~ 寝屋川市保健所長  
大阪府四條畷保健所長  
大阪府守口保健所長  
守口市長  
枚方市長  
寝屋川市長  
大東市長  
門真市長  
四條畷市長  
交野市長  
枚方市保健所長  
枚方寝屋川消防組合消防長  
交野市消防本部消防長  
大東四條畷消防組合消防長  
守口市門真市消防組合消防長

(国関係)

淀川河川事務所長  
大阪管区气象台長

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 事務局長

(警察機関)

大阪府枚方警察署長  
大阪府交野警察署長  
大阪府寝屋川警察署長  
大阪府四條畷警察署長  
大阪府門真警察署長  
大阪府守口警察署長

(占用事業者)

西日本電信電話(株)大阪支店災害対策室 担当課長  
関西電力(株)大阪北電力本部 枚方(ネットワーク技術センター所長) 配電営業所 所長  
大阪ガス(株)ネットワークカンパニー北東部導管部緊急保安チーム マネジャー  
大阪広域水道企業団東部水道事業所長  
枚方市上下水道事業管理者  
交野市水道事業管理者職務代理者水道局長  
寝屋川市上下水道局長  
大東市上下水道局長  
門真市上下水道局長  
守口市水道事業管理者

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部工務次長  
京阪電気鉄道(株)工務部長



(別表2)

(自治体関係)

北河内地域地域防災監  
大阪府枚方土木事務所建設課長  
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長  
大阪府東部流域下水道事務所総務企画課長  
大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長  
大阪府都市整備部事業管理室事業企画課 参事  
大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事  
守口市下水道部長  
守口市危機管理監  
枚方市市民安全部長  
枚方市土木部長  
枚方市上下水道局上下水道事業部長  
寝屋川市危機管理監  
寝屋川市上下水道局(部長)長  
大東市危機管理監  
大東市街づくり部長  
門真市まちづくり部長  
門真市総務部長  
門真市上下水道局長  
四條畷市都市整備部長  
四條畷市危機統括監  
交野市都市整備部長  
交野市危機管理室長

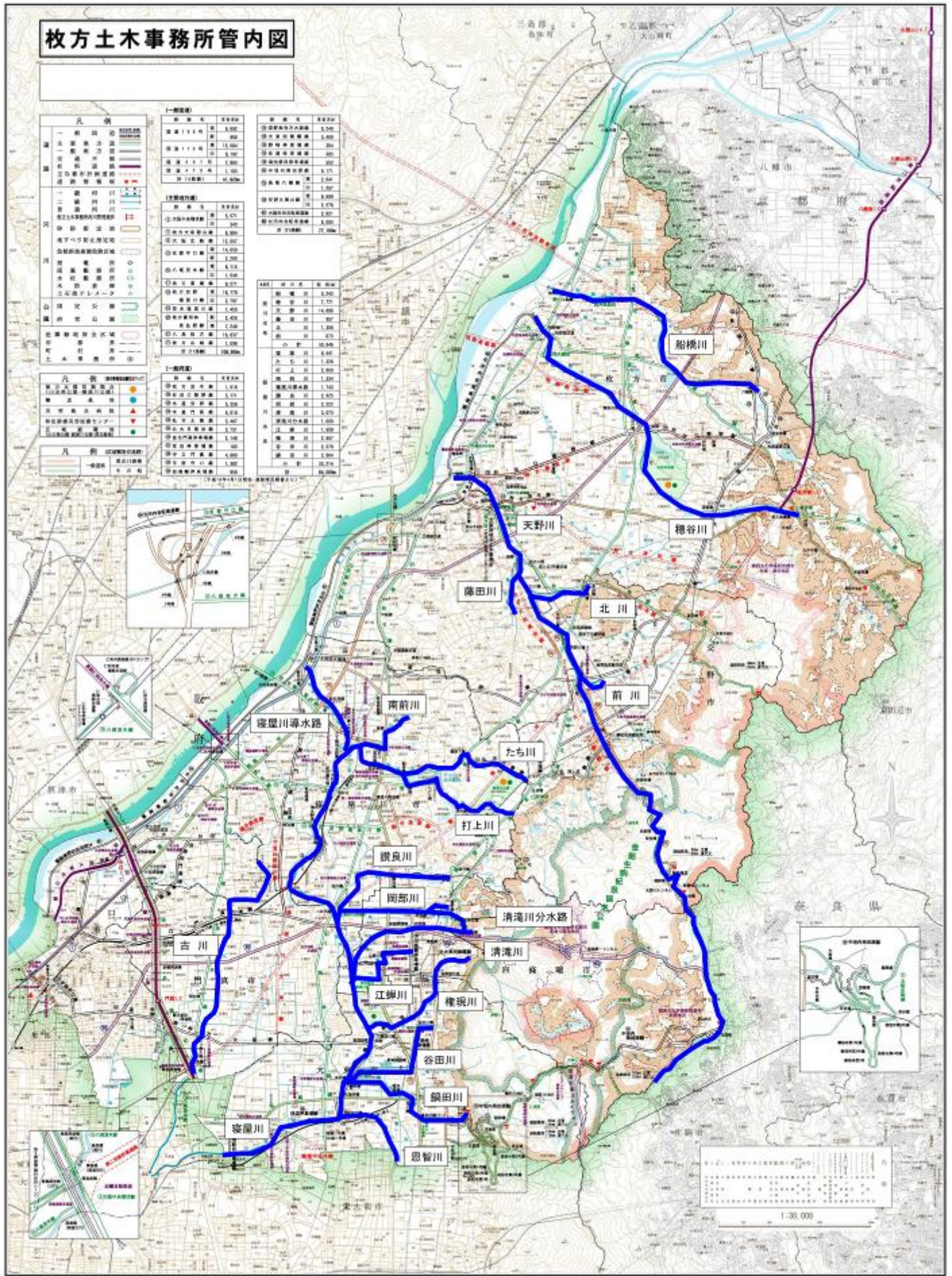
(国関係)

淀川河川事務所 地域防災調整官  
大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 総務課長

(別図)



「北河内地域」の洪水予報河川、水位周知河川以外の大阪府管理河川、土砂災害警戒区域を含む。

北河内地域の防災、減災の目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組にかかると見込まれる平成30年度末進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況
事項	具体的な取組		
<b>(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組</b>			
<b>① 情報伝達、避難計画等に関する事項</b>			
1	洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	・2017年6月から、寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のホットラインを構築済み。 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す。	寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のホットラインを構築済み
	2	土砂災害警戒情報の見直し	土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する。
3	土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市とホットラインを構築済み。	左記5市と枚方土木事務所でホットライン構築済み
4	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】	<b>【多機関連携型タイムラインの作成】</b> ・寝屋川流域では、同流域協議会 大規模水害タイムライン策定部会にて、2018年夏の試行版完成を目標に作成する。 ・寝屋川流域以外では、協議会において、広域（複数市に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成する。	寝屋川流域の広域タイムラインを2018年8月に策定済み  2018年に広域タイムライン策定のための手引きを作成済み
		<b>【タイムラインの活用】</b> 風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。	避難勧告発令基準について検討
5	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市域】	<b>【避難勧告型タイムラインの作成】</b> ・2017年6月に府、市の行政間で構築した寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のタイムラインを作成済み。 ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す。	寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川の避難勧告型タイムライン作成済み
		<b>【多機関連携型タイムラインの作成】</b> 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。	大東市にて作成済
		<b>【タイムラインの活用】</b> 風水害訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。	避難勧告の発令基準について作成済みもしくは見直し予定
6	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【コミュニティ】	<b>【タイムラインの作成】</b> 水害リスクの高い地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う。	タイムライン作成について今後検討
		<b>【タイムラインの活用】</b> 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する。	避難訓練等の実施について今後検討
7	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市域】	<b>【避難勧告型タイムラインの作成】</b> 土砂災害警戒区域等に指定されている枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市においてタイムラインを作成済み。	左記5市と枚方土木事務所で土砂災害の避難勧告型タイムライン作成済み
		<b>【多機関連携型タイムラインの作成】</b> 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。	タイムライン作成について検討
		<b>【タイムラインの活用】</b> 土砂災害対応タイムラインも活用した避難訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。	避難勧告の発令基準の見直し等を検討

北河内地域の防災、減災の目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組にかかるとして平成30年度末進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	これまでの進捗状況
事項	具体的な取組		
8	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域や土砂災害警戒危険区域に含まれる地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う。	タイムライン作成について今後検討
		【タイムラインの活用】 地域（コミュニティ）単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する。	避難訓練等の実施について今後検討
9	水害危険性の周知促進	【水位周知河川の拡大】 水位周知河川の拡大について検討する。	想定最大降雨を対象とした浸水想定区域図を踏まえて検討
10	ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供	【情報提供の拡大】 ・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川を拡大する。 ・防災情報メールの情報提供内容を充実する。 ・スマートフォン版のサイトを作成する（洪水情報、土砂災害情報） ・2021年度までに水位、雨量情報をリアルタイム化する（水防災情報システムの更新）。 ・きめ細やかな土砂災害情報を提供する（土砂災害情報システムの更新）	水防災情報システムの更新作業に着手（2021年運用開始予定）  2018年2月土砂災害情報システム更新済み
11	隣接市における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う。	広域避難体制の構築に向けて勉強会を実施
12	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・土砂災害）	【避難確保計画の策定】 ・地域防災計画への位置づけ。 ・2021年度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。	対象施設の一部で避難確保計画書作成済。 対象施設へ支援を実施
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
13	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	・2020年度までに寝屋川、恩智川、古川、船橋川、穂谷川、天野川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う。 ・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う。	寝屋川、恩智川、古川の浸想図を公表済 (2019年3月)
14	基礎調査の実施と公表、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	・基礎調査1巡目が完了し、2017年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。 ・調査は概ね5年に1度実施する。	2巡目の基礎調査を実施中 2箇所で区域見直し実施
15	水害ハザードマップの作成（更新）、周知、活用	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成（更新）と周知】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合は、その区域に位置する市は、速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成 ・周知する。 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成・周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」を周知する。 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。 ・市は浸水実績をハザードマップに反映させる。 ・市において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。	ハザードマップの更新、周知済

北河内地域の防災、減災の目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組にかかるとして平成30年度末進捗状況

具体的な取組の柱			
事項	主な取組内容	これまでの進捗状況	
16	浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市において速やかに住民等に周知する。	ビジュアルボードやハザードマップなどで住民等へ周知
17	水害記録の整理	過去の水害記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表する。	近年の水害記録をホームページやパネル等で公表
18	防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組を強化する。 ・出前講座などによる防災教育を推進する。	出前講座や施設見学会を実施
19	危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの設置について、その位置の検討や調整を行い順次整備を実施する。 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認する。	北川、前川、藤田川、岡部川、谷田川、清滝川、鍋田川、たち川にて危機管理型水位計を設置済（2019年3月）
20	システムを活用した情報共有	土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、各市の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成する。	大阪府にて各市の取り組み状況をHPで公開
21	地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	市は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は2017年度までに、それ以外の箇所は2020年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する（市単位・地区単位）。	ハザードマップの作成推進中
<b>(2) 的確な水防活動のための取組</b>			
<b>① 水防体制の強化に関する事項</b>			
22	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	・浸水想定区域図、洪水リスク表示図の更新委託を伴う重要水防箇所の見直しを行う。 ・河川管理者と関係者による河川巡視点検を実施する。	渇水期に管内府管理河川の巡視点検を実施
23	水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する。	定期的な広報の実施
24	水防訓練の充実	大阪府地域防災総合演習などで、多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容を検討し、実施する。	定期的な風水害訓練等を実施し、職員の習熟を図る
25	水防団（消防団）間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通じ、水防団間（消防団）の連携を図る。	今後、訓練や連携について検討
<b>② 市庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項</b>			
26	市庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・市への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施する。 ・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制を検討する。	災害医療協力病院等へ災害用非常電話等を配備。
27	市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。 ・市庁舎の機能確保を実施する。	市庁舎へ太陽光発電設備等を整備、また、市庁舎で浸水時に災害機能を確保する取組を実施
<b>(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>			
<b>氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>			
28	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施する。 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成を行う。 ・排水計画を実施する。	寝屋川、古川、恩智川の浸水継続時間を作成、流域市町へ説明

北河内地域の防災、減災の目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組にかける平成30年度末進捗状況

具体的な取組の柱		
事項	主な取組内容	これまでの進捗状況
29	<b>浸水被害軽減地区の指定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模の浸水想定図のデータを市に提供する。</li> <li>・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供する。</li> <li>・市は浸水被害軽減地区の指定を検討、実施する。</li> <li>・他事例を情報収集し、共有する。</li> </ul>	寝屋川、古川、恩智川の最大規模浸水想定区域図を公表、流域市へ提供
30	<b>流域全体での取組み</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策を推進する。</li> <li>・ため池の治水活用を推進する。</li> </ul>	室池、高宮新池などを活用した治水対策を実施
<b>(4) 河川管理施設の整備等に関する事項</b>		
<b>河川管理施設の整備等に関する事項</b>		
31	<b>堤防等河川管理施設の整備・維持管理（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する。</li> <li>・土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度から、対策箇所の重点化を図り整備を進める。</li> <li>・河川特性マップを周知、共有する。</li> <li>・河川特性マップを踏まえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容を共有する。</li> </ul>	河川整備計画等に基づき、順次河川等の整備を推進。また、河川特性マップを各市と共有
32	<b>決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行整備内容（余裕高部、パラペット、天端部の補強等）を協議会で共有する。</li> <li>・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討する。</li> </ul>	今後ハード整備について検討
33	<b>樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画等に基づき、府管理の樋門、水門等の改修を推進する。</li> <li>・計画等に基づき、府管理の水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進する。</li> <li>・確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制を検討する。</li> </ul>	樋門、水門等の改修を推進する。また、計画に基づき、水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進
34	<b>施設管理の高度化の検討</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>【施設管理におけるドローンの活用】</li> <li>・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する。</li> </ul>	国や府域の活用事例を参考に活用方法を検討
<b>(5) 減災・防災に関する国の支援</b>		
<b>減災・防災に関する国の支援</b>		
35	<b>水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付対象事業を周知する。</li> </ul>	防災・安全交付金の効果促進事業でハザードマップ作成等が可能
36	<b>適切な土地利用の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク表示図の公表を実施する。</li> <li>・関係機関（市開発窓口へのリスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）へ水害リスクを周知する。</li> <li>・開発申請者などへリスクを周知する。</li> </ul>	開発申請時での洪水や土砂災害リスクの周知。 改訂する寝屋川、古川、恩智川の浸水想定区域図・洪水リスク表示図の公表
37	<b>災害時及び災害復旧に対する支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧事業にかかる市支援として研修やマニュアルの充実を図る。</li> <li>・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」を更新する。北</li> </ul>	都市整備推進センターと共催で、災害復旧・査定研修を実施
38	<b>災害情報の地方公共団体との共有体制強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた国との調整を図る。</li> </ul>	統合災害情報システム（Dimaps）の活用に向け、国からの依頼に基づき、活用状況調査を実施
39	<b>補助制度の活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。</li> </ul>	市において補助制度を設置し、HPで周知

- 平成27年9月関東・東北豪雨災害 鬼怒川の堤防決壊

平成27年1月 水防法の一部改正

- ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」策定

H27.12.11国土交通省～「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」

- 平成28年8月台風第10号 中小河川の氾濫による逃げ遅れ

平成29年9月 水防法の一部改正

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を全国の河川で加速

洪水等からの「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」実現のための抜本的な対策

- 「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画」とりまとめ

平成29年6月 国土交通省

↓  
改定

- 平成30年7月豪雨等 大河川の氾濫や内水氾濫、土石流発生

- 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について（答申）

平成30年12月 社会資本整備審議会

- 「水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画の改定」

➡「水防災意識社会」再構築する取組をより一層、充実・加速化 平成31年1月 国土交通省

## 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について 答申(概要)

- 施設能力を上回る事象が発生するなかで、住民の「水災害の知識・認識を高め、主体的な行動に結びつけるためのソフト対策」と、住民の「避難の支援や、被害を未然に防ぐハード対策」が一体となった、人命を守る取組が必要。
- 被災後の早期復旧対策など社会経済被害を最小化する取組や、気候変動を踏まえた適応策等の研究の推進が必要。

①

### 施設能力を上回る事象が発生するなかで、人命を守る取組

#### <ソフト対策>

##### 【災害の知識・認識を高める】

- 平時と災害時の情報提供の連携
- 平時に  
リスク情報を提供  
するエリアを拡大
- 災害時に  
避難行動につながる  
リアルタイム情報の充実

##### 【主体的な行動に結びつける】

- 個人や企業の行動計画の作成。地域で支え合う共助の推進。
- 避難等の防災行動のハードルを下げる防災訓練の推進

#### <避難を支援するハード対策>

- 被災時のリスクの高い場所の決壊までの時間を少しでも引き延ばすため堤防構造の工夫
- 逃げ遅れた場合の応急的な退避場所の確保
- 避難場所や避難施設を保全する対策

#### <被害を未然に防ぐ事前のハード対策>

- 複合的な災害形態により生じる、人命への危険性の高い地域の保全対策
- 現行の施設能力を上回る水災害への対応

②

### 社会の経済被害の最小化や被災時の復旧・復興を迅速化する取組

- 社会経済被害の最小化を図る対策
- 被災後の早期復旧対策
- 地域ブロック単位で多くの機関が参画するタイムラインの作成と共有

③

### 気候変動等による豪雨の増加や広域災害に対する取組

- 気候変動への適応策に関する技術検討
- TEC-FORCEの体制強化
- 住民の住まい方を改善

④

### 技術研究開発の推進

- 様々な水災害リスクの評価手法の開発
- 洪水予測精度の向上
- 住民避難に資するリスク情報の高度化



# 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について 答申(概要)

## 事前防災ハード対策

洪水氾濫、内水氾濫、土石流等が複合的に発生する水災害へのハード対策や、氾濫水の早期排水等の社会経済被害を最小化するハード対策の充実

○気候変動の影響による豪雨の増加も踏まえ、事前の防災対策を推進



・河道掘削や樹木伐採



・遊砂地等の整備

○社会経済被害を最小化する対策の推進

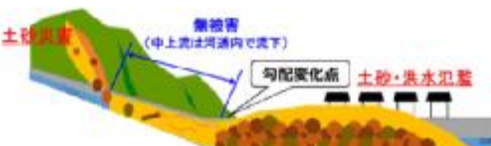
○長時間の降雨による洪水氾濫や内水氾濫、土石流等が複合的に発生する水災害への対策強化

### ・バックウォーター現象



### ・土砂・洪水氾濫

上流部の土砂災害により発生した大量の土砂が、洪水で河道を流下し、下流部において土砂が堆積して、河床を上昇させて土砂と洪水の氾濫が複合的に発生



## 避難確保ハード対策

災害が発生した場合でも、応急的に退避できる場所の確保や避難路等が被災するまでの時間を少しでも引き延ばすハード対策の充実

○避難路や避難場所の安全を確保



・後付式の流木捕捉工や  
強靱ワイヤーネットを活用した緊急整備



・掘削土砂を活用した高台の整備

## 住民主体のソフト対策

住民が主体的な行動が取れるよう、個人の防災計画の作成や、認識しやすい防災情報の発信方法の充実

○地区単位で個人の避難計画の作成



マイ・タイムライン作成



避難経路の確認

○メディアの特性を活用し、情報発信の連携

情報量  
少ない・簡易

プッシュ型の情報発信  
(個人に強制的に届く情報)

・緊急連絡メール(携帯電話、スマートフォン)  
※生命に関わる緊急性の高い情報を特定エリアに配信

ブロードキャスト型の情報の発信  
(不特定多数に届く情報)

・ニュース(テレビ、ラジオ)  
・河川カメラの映像配信(テレビ、ケーブルテレビ)  
・データ放送(テレビ、ケーブルテレビ)

プル型の情報の発信  
(個人が知りたい情報を選択)

(パソコン、スマートフォン)  
・国土交通省 川の防災情報等  
・民間情報サイトにおける河川・防災情報の発信  
・SNSを活用した河川・防災情報の発信

多い・詳細

○大規模氾濫減災協議会等へ利水ダムの管理者や公共交通機関等の多様な主体の参画

多層的な対策を一体的に取り組み、「水防災意識社会」の再構築を加速

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

### (1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

### (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

#### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

#### ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

#### ③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

### (6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

### (3) 被害軽減の取組

#### ① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所での共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

#### ② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

### (4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

### (5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

## 緊急行動計画の改定にかかる北河内地域水防災連絡協議会の考え方（案）

### ○多様な関係機関の参画

当協議会は、行政機関（国・府・市）、警察、消防、水防組合、インフラ・交通事業者にて構成

#### ◆改定で参画が想定される構成員の考え方

- ・下流域に情報提供が必要なダム管理者
  - ➡当協議会では該当者なし。ただし、府内他協議会では一庫ダム、箕面川ダム、滝畑ダム等の管理者は既に参画済
- ・高齢者に対して避難行動の理解を促すことができる機関
  - ➡各市の危機管理部署にて、適切にこれまでと同様に福祉・医療・教育等の要配慮者利用施設管理者へ周知することができることから、現構成員で対応可
- ・雨水出水、土砂災害の対策機関
  - ➡下水道、土木・農林関係事務所、保健所は既に参画済
- ・洪水時の運行調整等が必要となる公共交通事業者
  - ➡交通事業者は既に参画済

＜改定の背景＞ 平成30年7月豪雨 甚大な人的被害

## 平成30年7月豪雨による一般被害

9月10日14時現在

- 平成30年台風第7号及び前線等による大雨(平成30年7月豪雨)により、西日本を中心に、広域的かつ同時多発的に、河川の氾濫、がけ崩れ等が発生。
- これにより、死者223名、行方不明者8名、家屋の全半壊等20,663棟、家屋浸水29,766棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。※1
- 避難指示(緊急)は最大で915,849世帯・2,007,849名に発令され、その際の避難勧告の発令は985,555世帯・2,304,296名に上った。※2
  - ※ 広島県については、避難指示(緊急)(1,553地区)、避難勧告(128地区)及び避難準備・高齢者等避難開始(2地区)を合算して818,222世帯、1,837,005名に発令
- 断水が最大262,322戸発生するなど、ライフラインにも甚大な被害が発生。※3

※1: 消防庁「平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況(第56報)」(平成30年9月10日(月)14時00分)

※2: 内閣府「平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について」(平成30年7月8日(日)6時00分)

※3: 非常災害対策本部「平成30年7月豪雨による被害状況等について」(平成30年7月14日(土)14時00分)

### ■岡山県倉敷市真備町の浸水及び排水状況



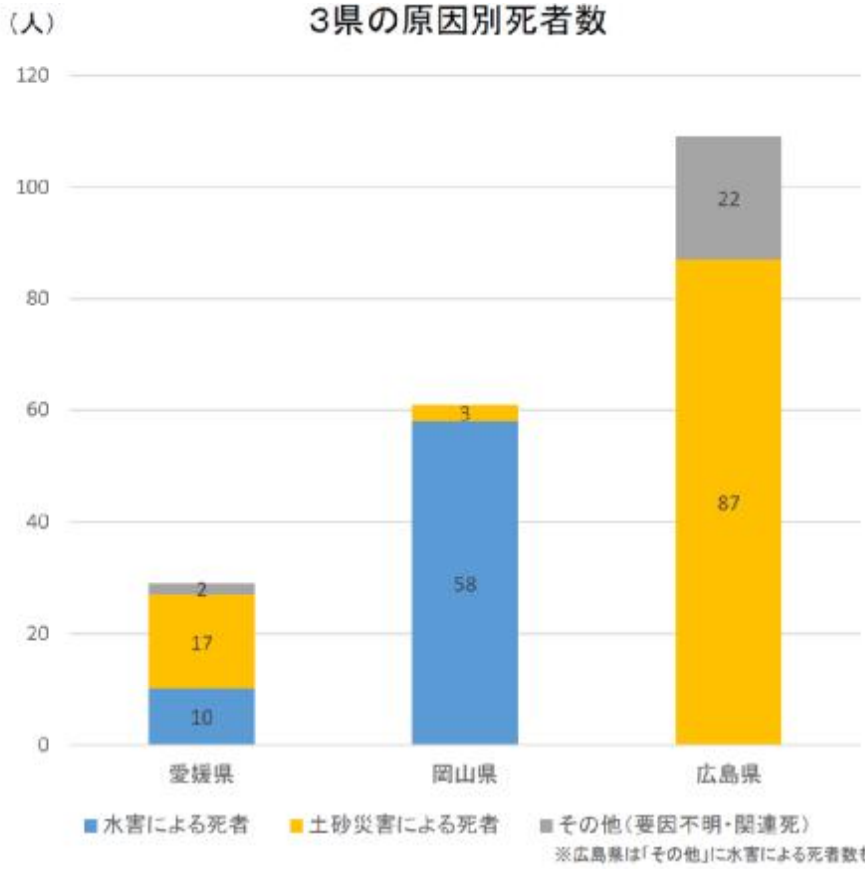
### ■各地で土砂災害が発生



# 人的被害の9割が高齢者

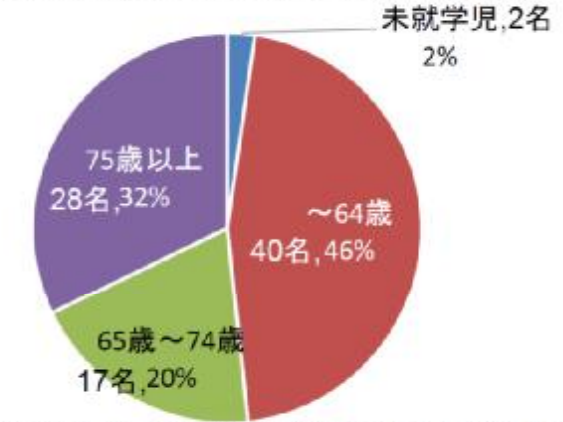
## 人的被害の特徴(死因別・年齢別)

○被害の大きかった愛媛県、岡山県、広島県での原因別死者数をみると、広島県では土砂災害による死者数が、岡山県では水害による死者数の占める割合が多かった。  
 ○広島県での土砂災害による死者の約半数や岡山県倉敷市真備町での水害による死者の約9割が65歳以上であり、高齢者が多く被災した。



「第1回平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ(内閣府)」資料より引用

広島県内の土砂災害による年齢別死者数



出典: 広島県「平成30年7月豪雨災害を契機とした今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会 第2回砂防部会」資料

岡山県倉敷市真備町における年齢階層別死者数

年齢階層別	真備町
65歳未満	6人(11.8%)
65歳～74歳	15人(29.4%)
75歳以上	30人(58.8%)

出典: 岡山県「平成30年7月豪雨」災害検証委員会(第2回)」資料

## 交通・鉄道被害

### 平成30年7月豪雨による社会経済活動への影響(交通途絶による波及被害:鉄道)

- 西日本を中心に、鉄道は、土砂流入や線路冠水、橋梁流出等により、最大で32事業者、115路線で運転休止。
- 通勤・通学への支障のほか、幹線でも大きな被害が発生したことから、広域の貨物輸送にも影響(JR貨物の輸送量の約33%で運転中止)。



芸備線白木山駅～狩留家駅(広島県広島市)



高山本線板上駅～打保駅(岐阜県飛騨市)

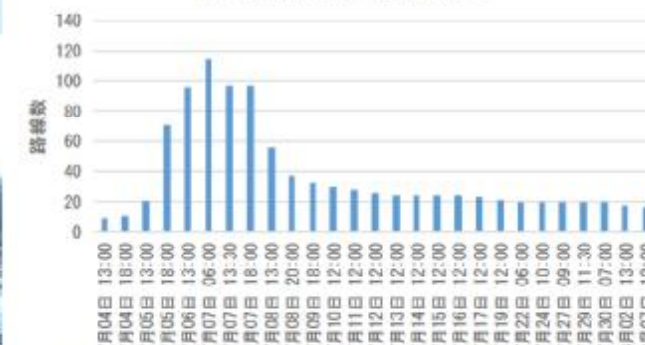


予讃線下宇和駅～立間駅(愛媛県宇和島市)



山陽本線本郷駅～河内駅(広島県三原市)

鉄道(貨物含む)の運転休止路線数

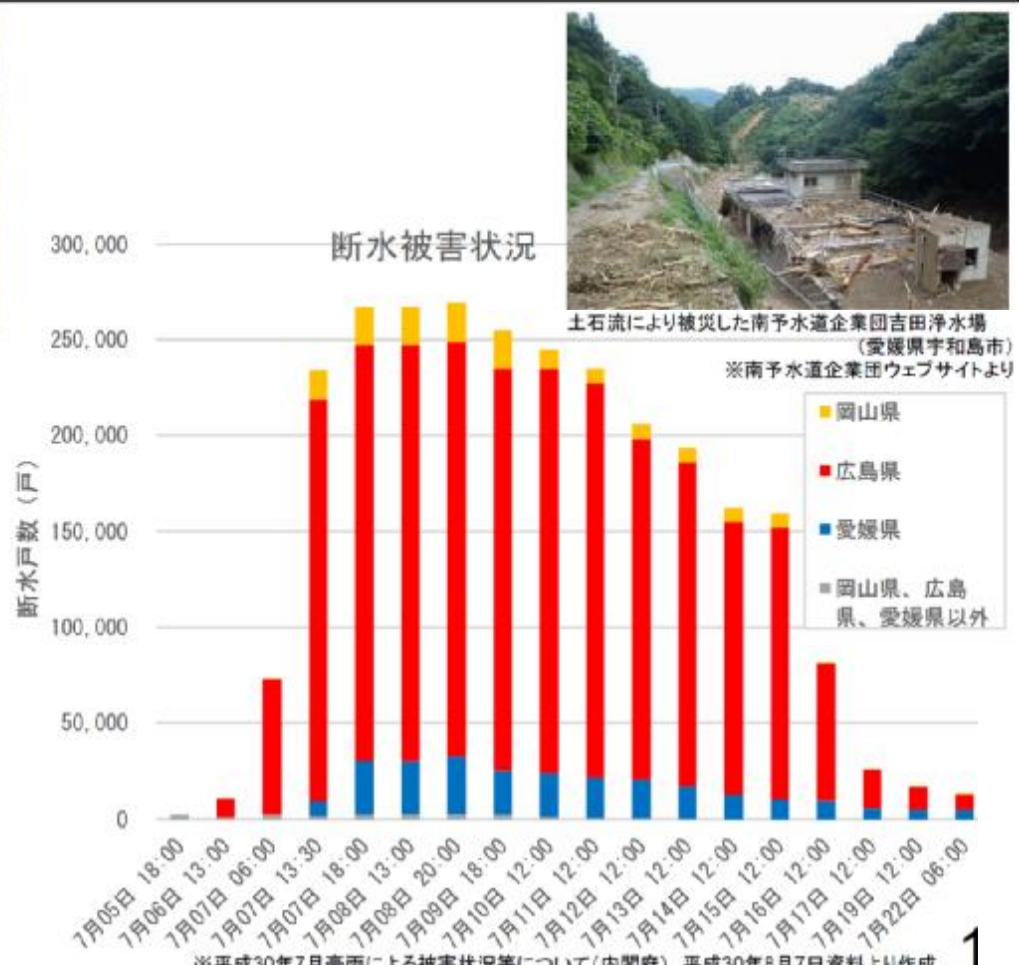
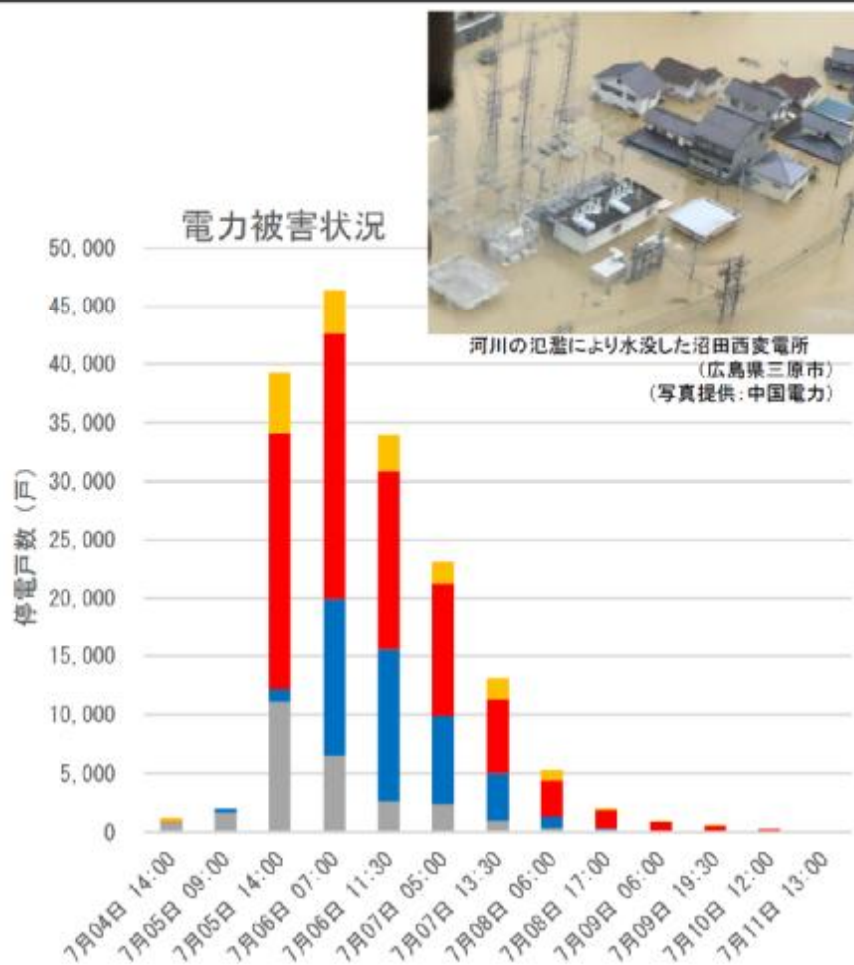


※出典:平成30年7月豪雨による被害状況等について(内閣府) 平成30年8月7日

# ライフライン被害

## 平成30年7月豪雨による社会経済活動への影響(ライフライン被害)

- 電気、水道ともに、西日本を中心に広範囲な地域で被害が発生。
- 停電による被害は、特に広島県、愛媛県、岡山県等が多いが、住民が住んでいる地域については7月13日に復旧済み。
- 断水による被害についても、特に広島県、愛媛県、岡山県等で多く、浄水場やポンプ場が土砂崩れにより被災し、仮施設の設置が必要な呉市や宇和島市において復旧に時間を要した。

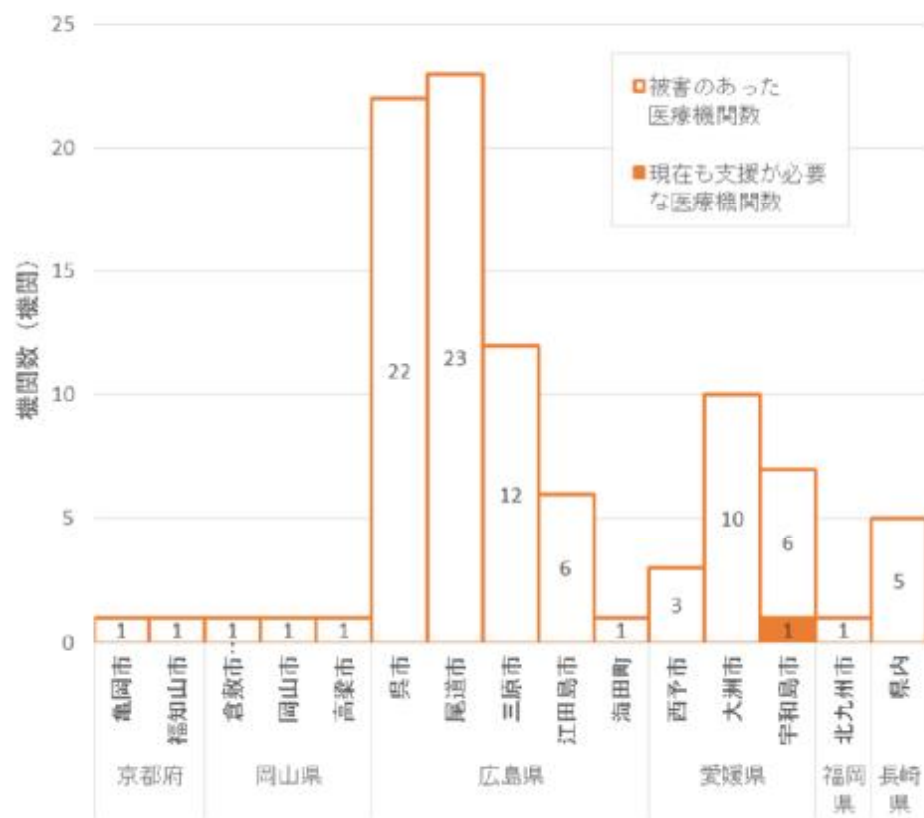


# 医療・高齢者施設被害

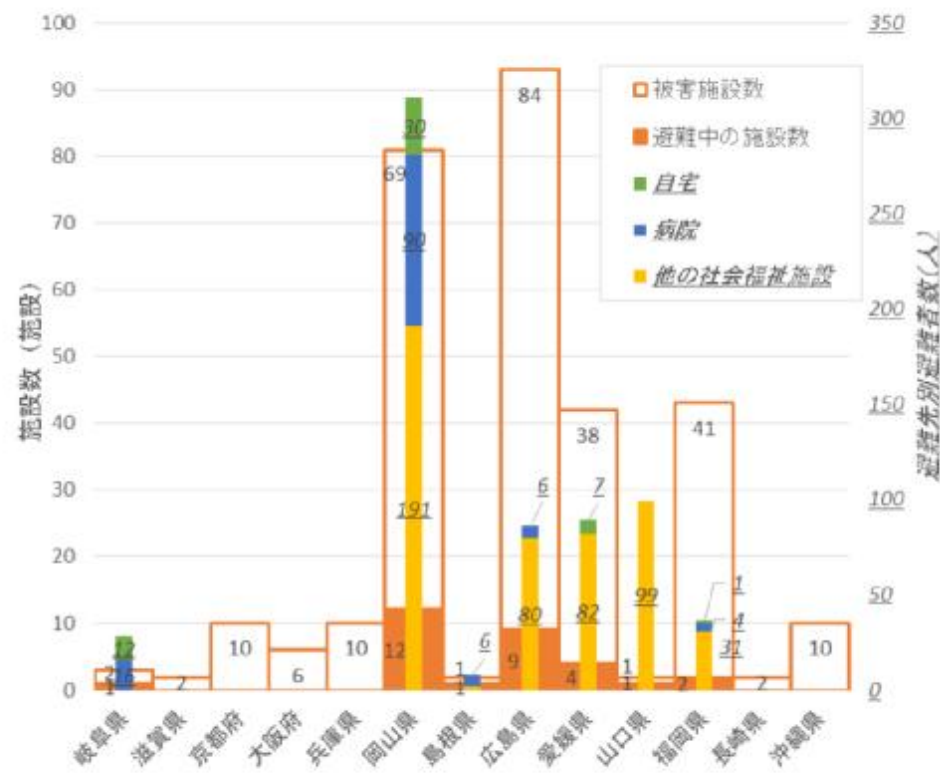
## 平成30年7月豪雨による社会経済活動への影響(医療・介護施設の被害)

- 医療施設では全国で95機関で被害が発生し、9月5日時点でも1施設で給水が必要。
- 大規模な氾濫が発生した倉敷市真備地区にあるまび記念病院では、7日午前4時頃から浸水が発生し、避難してきた近隣住民も合わせて約300人が孤立状態に陥った。
- 高齢者関係施設では、257施設で雨漏りや床上浸水等の被害が発生し、9月5日時点でも全国30施設合計657人が避難中。

医療施設（精神科病院を除く）の被害状況



高齢者関係施設の被害状況（施設数・避難者数（9/5時点））



※平成30年7月豪雨による被害状況等について(内閣府) 平成30年9月10日資料より作成



## 平成30年7月豪雨での土砂災害による被害の特徴

- がけ崩れ・土石流等の直接的に人家に被害をあたえるような土砂災害に加え、河床上昇により水と土砂が広範囲に氾濫(土砂・洪水氾濫)して堆積した土砂が救助・捜索活動や復旧復興を妨げるなど、社会経済に甚大な被害が発生。
- 浄水場などのライフライン施設や高規格道路などの重要交通網等が被災し、国民生活に重大な影響を与えた。
- 土石流や土砂・洪水氾濫により、避難経路や避難所が被災したため、避難したくても避難できない地域が発生した。
- 定期点検では大きな変状が認められていなかった石積の砂防堰堤が破損・流出した。

### 土砂・洪水氾濫による被害



呉市天応西条地区における被害状況

### ライフライン等の被災

#### ライフラインの被災



南予水道企業団ウェブサイトより  
土石流により浄水場が被災(南予水道企業団吉田浄水場)

#### 重要交通網の被災



提供：広島県

土石流により山陽自動車道が被災(奥谷PA付近)

### 土石流等で避難が阻害

土砂で道路が埋まり、  
避難が困難となった



安佐北区口田南3丁目  
(広島県より)

国土地理院の航空写真等から、土砂  
が到達したと推定される範囲

#### 石積砂防堰堤の破損・流出



提供：広島県

石積堰堤は全国に約4000基存在

# ソフト対策

### これまでの取り組み

- 土砂災害防止法に基づく基礎調査を推進しており、平成31年度末までに基礎調査完了を予定。
- 土砂災害警戒情報の精度向上及び周知に努めてきたところ。
- ハザードマップの整備や防災訓練を実施してきたところ。

### 今回の災害での課題

- 避難すべき人が避難できていない。
  - ・土砂災害のリスクを適切に認識できていない。
  - ・避難所まで避難するのは危険と判断している。
  - ・避難しようとしたときにはすでに安全な避難所に到達できる状況に無くなっている。
  - ・一方、地域の呼びかけ等により、避難を実施し難を逃れた例がある。
- 平成30年7月豪雨の被災地では、土砂災害警戒区域指定のための基礎調査が完了しておらず、区域指定に至っていなかった地域が存在。
- 土砂災害警戒区域に指定され、ハザードマップが周知されていたが、住民が避難せず被災した事例があった。
- 土砂災害により人的被害(死者)が発生したすべての地域において土砂災害警戒情報が発表されていたが、発災前の避難勧告発令は75%だった。
- 堰堤が整備されている安心感から住民が避難せず被災した事例があった。

(新旧対象表) 北河内地域の防災、減災の目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組(案)

改定前		改定後	
具体的な取組の柱	主な取組内容	具体的な取組の柱	主な取組内容
事項		事項	
具体的な取組		具体的な取組	
<b>(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組</b>			
<b>① 情報伝達、避難計画等に関する事項</b>		<b>改定なし</b>	
1	洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築) ・2017年6月から、寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のホットラインを構築済。 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す。	1	改定なし
2	土砂災害警戒情報の見直し 土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する。	2	改定なし
3	土砂災害警戒情報の提供(ホットラインの構築) 2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市とホットラインを構築済。	3	改定なし
4	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)【広域】 【多機関連携型タイムラインの作成】 ・寝屋川流域では、同流域協議会 大規模水害タイムライン策定部会にて、2018年夏の試行版完成を目標に作成する。 ・寝屋川流域以外では、協議会において、広域(複数市に跨る流域)の多機関連携型タイムラインを作成する。 【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、関係機関と連携した訓練を通して、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。	4	改定なし  <b>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しや改定を行う仕組みを構築する。
5	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)【市域】 【避難勧告型タイムラインの作成】 ・2017年6月に府、市の行政間で構築した寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のタイムラインを作成済み。 ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す。  【多機関連携型タイムラインの作成】 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。  【タイムラインの活用】 風水害訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。	5	改定なし    <b>【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
6	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)【コミュニティ】  【タイムラインの作成】 水害リスクの高い地域(コミュニティ)単位でのタイムラインの検討、作成を行う。  【タイムラインの活用】 地域(コミュニティ)単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する。	6	改定なし  <b>【タイムラインの作成】</b> 地域(コミュニティ)単位でのタイムラインの検討、作成を行う。  <b>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成した地域(コミュニティ)単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
7	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(土砂災害タイムライン)【市域】 【避難勧告型タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に指定されている枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市においてタイムラインを作成済み。  【多機関連携型タイムラインの作成】 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。  【タイムラインの活用】 土砂災害対応タイムラインも活用した避難訓練等を実施し、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を検討する。	7	改定なし    <b>【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成した土砂災害対応タイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
8	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(土砂災害対応タイムライン)【コミュニティ】  【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域や土砂災害警戒危険区域に含まれる地域(コミュニティ)単位でのタイムラインの検討、作成を行う。  【タイムラインの活用】 地域(コミュニティ)単位のタイムラインに基づく避難訓練等を検討し、実施する。	8	改定なし  <b>【タイムラインの作成】</b> 土砂災害警戒区域等に含まれている地域(コミュニティ)単位でのタイムラインを作成する。  <b>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成した地域(コミュニティ)単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
9	水害危険性の周知促進 【水位周知河川の拡大】 水位周知河川の拡大について検討する。	9	改定なし
10	ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供 【情報提供の拡大】 ・防災情報メール(登録した希望者へのプッシュ型メール配信)の情報提供河川を拡大する。 ・防災情報メールの情報提供内容を充実する。 ・スマートフォン版のサイトを作成する(洪水情報、土砂災害情報)。 ・2021年度までに水位、雨量情報をリアルタイム化する(水防災情報システムの更新)。 ・きめ細やかな土砂災害情報を提供する(土砂災害情報システムの更新)。	10	<b>ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供</b> <b>危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理</b> <b>土砂災害警戒情報を補足する情報の提供</b> <b>避難計画作成の支援ツールの充実</b>  【情報提供の拡大】 ・防災情報メール(登録した希望者へのプッシュ型メール配信)の情報提供河川を拡大する。 ・防災情報メールの情報提供内容を充実する。 ・スマートフォン版のサイトを作成する(洪水情報、土砂災害情報)。 ・2021年度までに水位、雨量情報をリアルタイム化する(水防災情報システムの更新)。 ・きめ細やかな土砂災害情報を提供する(土砂災害情報システムの更新)。 ・防災情報の用語や表現内容の見直し(国)。 ・想定最大規模降雨の浸水想定区域図を地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ)に反映する。
		11	<b>防災施設の機能に関する情報提供の充実</b> 追加 ダムや堤防等の施設について、その効果や機能等を住民等への周知を実施する。

改定前		改定後	
具体的な取組の柱	主な取組内容	具体的な取組の柱	主な取組内容
事項		事項	
具体的な取組		具体的な取組	
11 隣接市における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う。	12 改定なし	改定なし
12 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施(水害・土砂災害)	【避難確保計画の策定】 ・地域防災計画への位置づけ。 ・2021年度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。	13 改定なし	改定なし
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		改定なし	
13 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	・2020年度までに寝屋川、恩智川、古川、船橋川、穂谷川、天野川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う。 ・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う。	14 浸水想定区域図の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等(洪水)	改定なし
14 基礎調査の実施と公表、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	・基礎調査1巡目が完了し、2017年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。 ・調査は概ね5年に1度実施する。	15 改定なし	改定なし
15 水害ハザードマップの作成(更新)、周知、活用	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成(更新)と周知】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合は、その区域に位置する市は、速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知する。 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成・周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」を周知する。 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。 ・市は浸水実績をハザードマップに反映させる。 ・市において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。	16 水害ハザードマップの作成(更新)、周知、活用 ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	改定なし
16 浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市において速やかに住民等に周知する。	17 改定なし	改定なし
17 水害記録の整理	過去の水害記録(アーカイブ)を整理し、ホームページ等で公表する。	18 改定なし	改定なし
18 防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組を強化する。 ・出前講座などによる防災教育を推進する。	19 災害リスクの現地表示 追加	<p>まるとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討する。</p> <p>20 改定なし</p> <p>・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組を強化する。 ・市町村地域防災計画に定めた学校に対して、避難確保計画の作成、避難訓練を通じた防災教育を実施する。 ・出前講座などによる防災教育を推進する。</p>
19 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施する。 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認する。	21 共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成 追加	<p>・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整する。 ・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ協議会等に関する情報共有を実施する。 ・地域包括する。 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有する。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の推進するとともに、具体的な取組事例を共有する。 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を行う。</p>
20 システムを活用した情報共有	土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、各市の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成する。	22 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成 追加	・市町村におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有する。
21 地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	市は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は2017年度までに、それ以外の箇所は2020年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する(市単位・地区単位)。	23 洪水予測や水位情報の提供の強化 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	改定なし
		24 改定なし	改定なし
		25 改定なし	改定なし

改定前		改定後	
具体的な取組の柱	主な取組内容	具体的な取組の柱	主な取組内容
事項		事項	
具体的な取組		具体的な取組	
		26 応急的な避難場所の確保 追加	安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討、整備
<b>(2) 被害軽減の取組</b>		<b>(2) 被害軽減の取組</b>	
<b>① 水防体制の強化に関する事項</b>		<b>改定なし</b>	
22 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	・浸水想定区域図、洪水リスク表示図の更新委託を伴う重要水防箇所の見直しを行う。 ・河川管理者と関係者による河川巡視点検を実施する。	27	改定なし
23 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	協議会の場等を活用して、水防団員(消防団員)の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する。	28	改定なし
24 水防訓練の充実	大阪府地域防災総合演習などで、多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容を検討し、実施する。	29 水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進	改定なし
25 水防団(消防団)間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通じ、水防団間(消防団)の連携を図る。	30 水防関係者間での連携、協力に関する検討	改定なし
<b>② 市庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項</b>		<b>② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項</b>	
26 市庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・市への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施する。 ・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制を検討する。	31	改定なし
27 市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電機等の整備)	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。 ・市庁舎の機能確保を実施する。	32	改定なし
<b>(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>		<b>(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組</b>	
<b>氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>		<b>改定なし</b>	
28 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施する。 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成を行う。 ・排水計画を実施する。	33 排水施設、排水資機材の運用方法の改善	・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施する。 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成を行う。 ・排水計画を実施する。
29 浸水被害軽減地区の指定	・想定最大規模の浸水想定図のデータを市に提供する。 ・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供する。 ・市は浸水被害軽減地区の指定を検討、実施する。 ・他事例を情報収集し、共有する。	34	改定なし
30 流域全体での取組み	・既存ストック(調節池等)を活用した治水対策の推進 ・ため池の治水活用の推進	35	改定なし
<b>(4) 河川管理施設の整備等に関する事項</b>		<b>改定なし</b>	
<b>河川管理施設の整備等に関する事項</b>		<b>改定なし</b>	
31 堤防等河川管理施設の整備・維持管理(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する。 ・土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度から、対策箇所の重点化を図り整備を進める。 ・河川特性マップを周知、共有する。 ・河川特性マップを踏まえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容を共有する。	36	改定なし
32 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	・現行整備内容(余裕高部、パラペット、天端部の補強等)を協議会で共有する。 ・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討する。	37 本川と支川の合流部等の対策 多数の家屋や重要施設等の保全対策 流木や土砂の影響への対策 土砂・洪水氾濫への対策 避難路、避難場所の安全対策の強化 追加	【2018年の緊急点検 河川砂防】 ・堤防強化対策等を整備 ・樹木、堆積土砂等の撤去(天野川、権現川、江蟬川、寝屋川など) ・土砂、流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備 ・人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地、河道断面の拡大等の整備 ・円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備
33 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・計画等に基づき、府管理の樋門、水門等の改修を推進する。 ・計画等に基づき、府管理の水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進する。 ・確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制を検討する。	38	改定なし
34 施設管理の高度化の検討	【施設管理におけるドローンの活用】 ・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する。	39 重要インフラの機能確保 追加	【下水道】 ・下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成 ・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設管理者に対して浸水被害の防止軽減策の支援
		40	改定なし
		41	改定なし

改定前		改定後	
具体的な取組の柱	主な取組内容	具体的な取組の柱	主な取組内容
事項		事項	
具体的な取組		具体的な取組	
<b>(5) 減災・防災に関する国の支援</b>		<b>改定なし</b>	
<b>減災・防災に関する国の支援</b>		<b>改定なし</b>	
35	水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援 交付対象事業を周知する。	42	改定なし
36	適切な土地利用の促進 ・リスク表示図の公表を実施する。 ・関係機関(市開発窓口へのリスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など)へ水害リスクを周知する。 ・開発申請者などへリスクを周知する。	43	改定なし
37	災害時及び災害復旧に対する支援 ・災害復旧事業にかかる市支援として研修やマニュアルの充実を図る。 ・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」を更新する。	44	改定なし
38	災害情報の地方公共団体との共有体制強化 統合災害情報システム(Dimaps)の利用促進に向けた国との調整を図る。	45	改定なし
39	補助制度の活用 ・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金(住宅・建築物安全ストック形成事業など)の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。	46	改定なし

# 北河内地域の防災・減災に係る取組方針 (案)

平成30年5月28日策定

令和元年5月31日改訂

北河内地域水防災連絡協議会

○はじめに

平成27年9月の関東・東北豪雨災害により鬼怒川の堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水や、平成28年8月の台風第10号では岩手県管理河川の小本川が氾濫し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

平成29年6月施行の水防法等の一部改正では、このような状況を踏まえ、「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講ずることとしている。

国土交通省は、平成29年6月20日に緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね5年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方等について、緊急行動計画をとりまとめた。都道府県においては、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめることとした。

大阪府では、府内8ブロックの既存協議会を水防法に位置づけられた地域毎の大規模氾濫減災協議会機能を付加した水防災連絡協議会に改組し、洪水、高潮、土砂災害等による防災・減災対策を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資するようにした。

本協議会では、上記水防法改正を踏まえたうえで、地域の特徴や平成22年6月策定の「今後の治水対策の進め方」の人命を守ることを最優先とする基本的な理念に基づき、「逃げる・凌ぐ・防ぐ」ことを主眼においた防災・減災に係る取組方針を策定した。

また、平成30年12月13日に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が  
答申されたことを踏まえ、緊急行動計画を改定して、より一層、充実・加速化を図ります。

今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。



## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成 29 年 1 月）」等を踏まえた緊急対策～

平成 29 年 6 月 20 日

国 土 交 通 省

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成 28 年 8 月、台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年（平成 33 年度）で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力に推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策～

## 背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(啓申),平成27年12月)
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(啓申),平成29年1月)

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両啓申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

### (1) 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめる

### (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
  - ・水害対応タイムラインの作成促進: 国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
  - ・都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
  - ・要配慮者利用施設における避難確保: 平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
  - ・浸水実績等の周知: 平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
  - ・防災教育の促進: 平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等

### (3) 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計: 国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策: 国管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備

### (6) 減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援: 防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援: 平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究

### (3) 的確な水防活動のための取組

- ①水防体制の強化に関する事項
  - ・重要水防箇所の共同点検: 毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
  - ・水防に関する広報の充実: 水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等
- ②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項
  - ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達: 各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
  - ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実: 耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

### (4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善: 平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定: 浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

### (5) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進: 「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等

- ・洪水による流下阻害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価するための評価の見える化

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（主な取組）

## 水防法に基づく協議会の設置

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
<p>平成29年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づき協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確立し、減災対策を充実</p> <p>平成29年出水期までに、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき協議会を設置</p>	<p>平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づき協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ</p>	<p>毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施</p> <p>協議会の取組内容等についてホームページ等で公表</p>		



協議会の開催状況

## 協議会での取組事項

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整等

## 水害対応タイムラインの作成促進

- 平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了（平成32年度までとした現在の作成目標を大幅に前倒し）
- 平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
<p>平成29年6月上旬までに「国管理河川」の全ての沿川市町村で協議会を形成</p>	<p>毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映</p>			

## 水害危険性の周知促進

- 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ
- 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
<p>協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」にとりまとめ</p>	<p>平成30年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知（関心水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知）</p>			

## 要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
<p>平成29年6月までに                      ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成の手引きの充実                      ・市町村等向け点検用マニュアル作成                      ・要配慮者利用施設向け説明会の開催</p>	<p>平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県のモデル施設において避難確保計画を検討・作成、とりまとめた知見については協議会等へ共有</p>			

## 防災教育の促進

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に所属する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
<p>平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施</p>	<p>平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会に所属する市町村の全ての学校に共有</p>	<p>平成30年度中に、国管理河川の全ての129協議会に所属する市町村の全ての学校に共有</p>			

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

○平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組みむべき緊急行動計画を改定。

○具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

### (1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメテオ関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

### (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- #### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項
- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
  - ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
  - ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知等

#### ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了等

#### ③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ、災害時に画像・映像によるリアルタイムのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置等

### (6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「他事業と連携した対策」(大規模事業)を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上等

### (3) 被害軽減の取組

- #### ① 水防体制に関する事項
- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
  - ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施等
- #### ② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項
- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
  - ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
  - ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進等

### (4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場において、排水機能停止リスク低減策を実施等

### (5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備等

## 北河内地域水防災連絡協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、北河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「北河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

2 前項の「北河内地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組 織)

第3条 協議会は、「北河内地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のワーキンググループを新設することができるものとする。

4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「北河内地域」における防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 地域における雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の(1)(2)(3)(4)の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「北河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

#### (協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

#### (行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

#### (オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

#### (会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

#### (協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

#### (構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府枚方土木事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成3年5月29日から実施する。

この規約は、平成9年5月28日から実施する。

この規約は、平成12年5月30日から実施する。

この規約は、平成18年6月6日から実施する。

この規約は、平成19年6月20日から実施する。

この規約は、平成20年6月25日から実施する。

この規約は、平成28年7月27日から実施する。

この規約は、平成30年2月28日から実施する。

この規約は、平成30年5月28日から実施する。

この規約は、令和元年5月31日から実施する。

(別表1)

(自治体)

大阪府知事  
大阪府枚方土木事務所長  
大阪府寝屋川水系改修工営所長  
大阪府東部流域下水道事務所長  
北河内地域地域防災監  
大阪府中部農と緑の総合事務所長  
大阪府四條畷保健所長  
大阪府守口保健所長  
守口市長  
枚方市長  
寝屋川市長  
大東市長  
門真市長  
四條畷市長  
交野市長  
枚方市保健所長  
寝屋川市保健所長  
枚方寝屋川消防組合消防長  
交野市消防本部消防長  
大東四條畷消防組合消防長  
守口市門真市消防組合消防長

(国関係)

淀川河川事務所長  
大阪管区気象台長

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 事務局長

(警察機関)

大阪府枚方警察署長  
大阪府交野警察署長  
大阪府寝屋川警察署長  
大阪府四條畷警察署長  
大阪府門真警察署長  
大阪府守口警察署長

(占用事業者)

西日本電信電話(株)大阪支店災害対策室 担当課長  
関西電力(株)大阪北電力本部 枚方配電営業所 所長  
大阪ガス(株)ネットワークカンパニー北東部導管部緊急保安チーム マネジャー  
大阪広域水道企業団東部水道事業所長  
枚方市上下水道事業管理者  
交野市水道事業管理者職務代理者水道局長  
寝屋川市上下水道局長  
大東市上下水道局長  
門真市上下水道局長  
守口市水道事業管理者

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部工務次長  
京阪電気鉄道(株)工務部長



(別表2)

(自治体関係)

北河内地域地域防災監  
大阪府枚方土木事務所建設課長  
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長  
大阪府東部流域下水道事務所総務企画課長 大  
阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長  
大阪府都市整備部事業管理室事業企画課 参事  
大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事  
守口市下水道部長  
守口市危機管理監  
枚方市市民安全部長  
枚方市土木部長  
枚方市上下水道局上下水道事業部長  
寝屋川市危機管理監  
**寝屋川市上下水道局長**  
大東市危機管理監  
大東市街づくり部長  
門真市まちづくり部長  
門真市総務部長  
門真市上下水道局長  
四條畷市都市整備部長  
四條畷市危機統括監  
交野市都市整備部長  
交野市危機管理室長

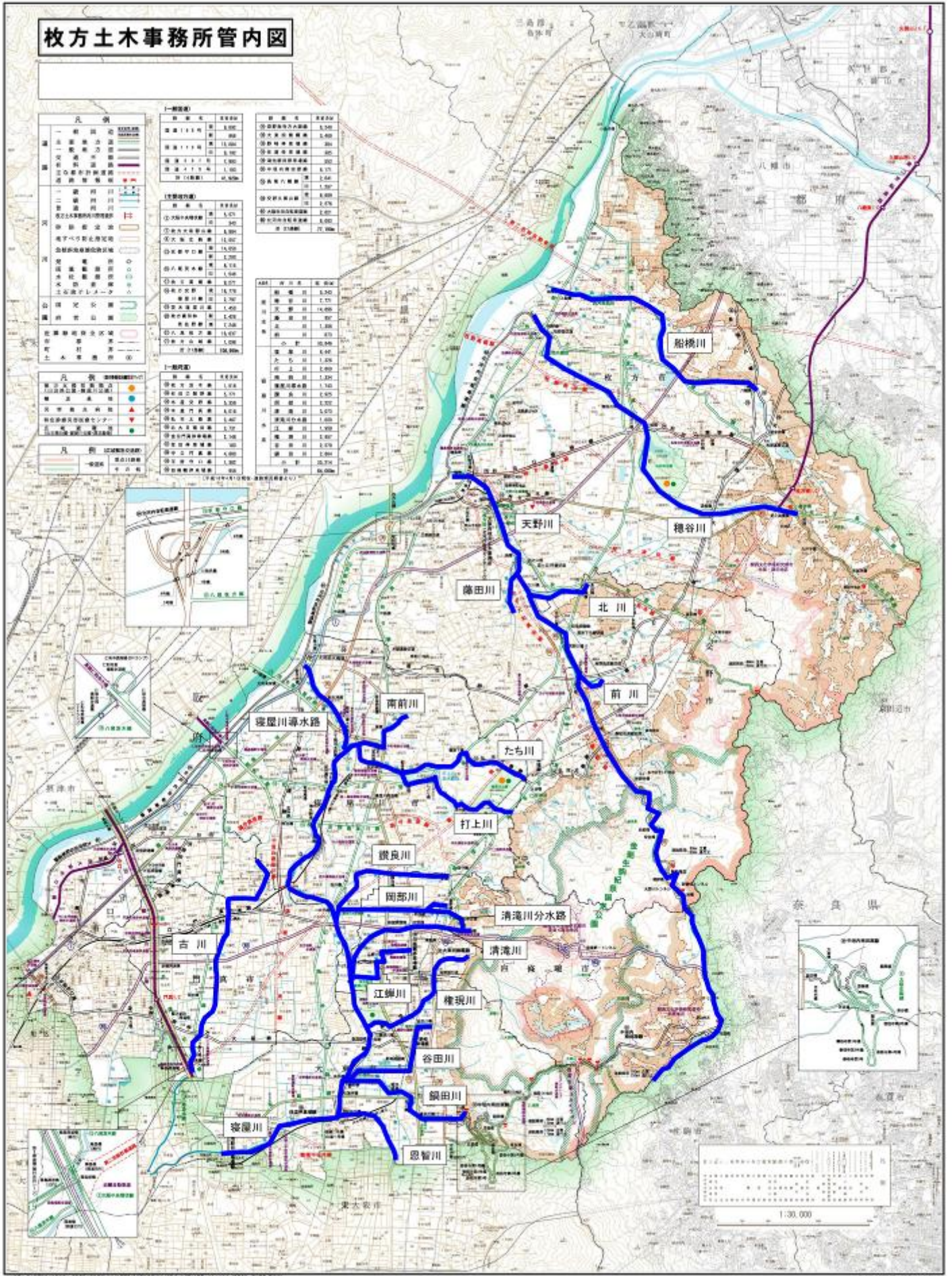
(国関係)

淀川河川事務所 地域防災調整官  
大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 総務課長

(別図)



「北河内地域」の洪水予報河川、水位周知河川以外の大阪府管理河川、土砂災害警戒区域を含む。

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項		
具体的な取組		
<b>(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組</b>		
<b>改定なし</b>		
1	洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2017年6月から、寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のホットラインを構築済。</li> <li>・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す。</li> </ul>
2	土砂災害警戒情報の見直し	土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームジージの更新を実施する。
3	土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市とホットラインを構築済。
4	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【広域】	<b>【多機関連携型タイムラインの作成】</b> ・寝屋川流域では、同流域協議会 大規模水害タイムライン策定部会にて、2018年夏の試行版完成を目標に作成する。 ・寝屋川流域以外では、協議会において、広域（複数市に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成する。
		<b>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しや改定を行う仕組みを構築する。
5	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【市域】	<b>【避難勧告型タイムラインの作成】</b> ・2017年6月に府、市の行政間で構築した寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のタイムラインを作成済み。 ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す。
		<b>【多機関連携型タイムラインの作成】</b> 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。  <b>【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
6	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）【コミュニティ】	<b>【タイムラインの作成】</b> 地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う。
		<b>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。
	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市域】	<b>【避難勧告型タイムラインの作成】</b> 土砂災害警戒区域等に指定されている枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市においてタイムラインを作成済み。

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
7		<p><b>【多機関連携型タイムラインの作成】</b> 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。</p> <p><b>【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成した土砂災害対応タイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。</p>
		<p><b>【タイムラインの作成】</b> 土砂災害警戒区域等に含まれている地域（コミュニティ）単位でのタイムラインを作成する。</p> <p><b>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。</p>
8	<p><b>避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】</b></p>	<p><b>【タイムラインの作成】</b> 土砂災害警戒区域等に含まれている地域（コミュニティ）単位でのタイムラインを作成する。</p> <p><b>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。</p>
9	<p>水害危険性の周知促進</p>	<p><b>【水位周知河川の拡大】</b> 水位周知河川の拡大について検討する。</p>
10	<p><b>ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供</b> <b>危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理</b> <b>土砂災害警戒情報を補足する情報の提供</b> <b>避難計画作成の支援ツールの充実</b></p>	<p><b>【情報提供の拡大】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報メール（登録した希望者へのプッシュ型メール配信）の情報提供河川を拡大する。</li> <li>・防災情報メールの情報提供内容を充実する。</li> <li>・スマートフォン版のサイトを作成する（洪水情報、土砂災害情報）。</li> <li>・2021年度までに水位、雨量情報をアルタイム化する（水防災情報システムの更新）。</li> <li>・きめ細やかな土砂災害情報を提供する（土砂災害情報システムの更新）。</li> <li>・防災情報の用語や表現内容の見直し（国）。</li> <li>・想定最大規模降雨の浸水想定区域図を地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）に反映する。</li> </ul>
11	<p><b>防災施設の機能に関する情報提供の充実</b></p>	<p><u>ダムや堤防等の施設について、その効果や機能等を住民等への周知を実施する。</u></p>
12	<p>隣接市における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等</p>	<p>災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う。</p>
13	<p>要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（水害・土砂災害）</p>	<p><b>【避難確保計画の策定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災計画への位置づけ。</li> <li>・2021年度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。</li> </ul>
<p><b>② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</b></p>		
14	<p><b>浸水想定区域図の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等（洪水）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度までに寝屋川、恩智川、古川、船橋川、穂谷川、天野川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う。</li> <li>・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う。</li> </ul>

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
15	基礎調査の実施と公表、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎調査1巡目が完了し、2017年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。</li> <li>調査は概ね5年に1度実施する。</li> </ul>
	16	<p><b>水害ハザードマップの作成（更新）、周知、活用</b></p> <p><b>ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実</b></p>
17	浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市において速やかに住民等に周知する。
18	水害記録の整理	過去の水害記録（アーカイブ）を整理し、ホームページ等で公表する。
19	災害リスクの現地表示	まるとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討する。
20	防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みを強化する。</li> <li>市町村地域防災計画に定めた学校に対して、避難確保計画の作成、避難訓練を通じた防災教育を実施する。</li> <li>出前講座などによる防災教育を推進する。</li> </ul>
21	<p><b>共助の仕組みの強化</b></p> <p><b>地域防災力の向上のための人材育成</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整する。</li> <li>防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当協議会等に関する情報共有を実施する。</li> <li>地域包括する。</li> <li>地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有する。</li> <li>要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の推進するとともに、具体的な取組事例を共有する。</li> <li>地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を行う。</li> </ul>

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
22	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・市町村におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有する。
23	洪水予測や水位情報の提供の強化 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施する。 ・協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認する。
24	システムを活用した情報共有	土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、各市の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成する。
25	地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	市は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は2017年度までに、それ以外の箇所は2020年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する（市単位・地区単位）。
26	応急的な退避場所の確保	安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討、整備

(2) 被害軽減の取組

改定なし

27	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	・浸水想定区域図、洪水リスク表示図の更新委託を伴う重要水防箇所の見直しを行う。 ・河川管理者と関係者による河川巡視点検を実施する。
28	水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する。
29	水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進	大阪府地域防災総合演習などで、多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容を検討し、実施する。
30	水防関係者間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間（消防団）の連携を図る。

②多様な主体による被害軽減対策に関する事項

31	市庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・市への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施する。 ・浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制を検討する。
32	市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。 ・市庁舎の機能確保を実施する。

(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

33	排水施設、排水資機材の運用方法の改善	・協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施する。 ・排水計画作成が必要となる地域の検討と作成を行う。 ・排水計画を実施する。
----	--------------------	--

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
34	浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模の浸水想定図のデータを市に提供する。</li> <li>・浸水被害の発生する箇所については地形データを提供する。</li> <li>・市は浸水被害軽減地区の指定を検討、実施する。</li> <li>・他事例を情報収集し、共有する。</li> </ul>
	流域全体での取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策の推進</li> <li>・ため池の治水活用の推進</li> </ul>

(4) 河川管理施設の整備等に関する事項

河川管理施設の整備等に関する事項

36	堤防等河川管理施設の整備・維持管理（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する。</li> <li>・土砂災害発生の危険度及び災害発生時の影響度から、対策箇所の重点化を図り整備を進める。</li> <li>・河川特性マップを周知、共有する。</li> <li>・河川特性マップを踏まえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容を共有する。</li> </ul>
	<p><b>本川と支川の合流部等の対策</b>  <b>多数の家屋や重要施設等の保全対策</b>  <b>流木や土砂の影響への対策</b>  <b>土砂・洪水氾濫への対策</b>  <b>避難路、避難場所の安全対策の強化</b></p>	<p><b>【2018年の緊急点検 河川砂防】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防強化対策等を整備</li> <li>・樹木、堆積土砂等の撤去（天野川、権現川、江蟬川、寝屋川など）</li> <li>・土砂、流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備</li> <li>・人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地、河道断面の拡大等の整備</li> <li>・円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備</li> </ul>
38	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行整備内容（余裕高部、パラペット、天端部の補強等）を協議会で共有する。</li> <li>・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討する。</li> </ul>
39	重要インフラの機能確保	<p><b>【下水道】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成</li> <li>・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設管理者に対して浸水被害の防止軽減策の支援</li> </ul>
40	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画等に基づき、府管理の樋門、水門等の改修を推進する。</li> <li>・計画等に基づき、府管理の水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進する。</li> <li>・確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制を検討する。</li> </ul>
41	施設管理の高度化の検討	<p><b>【施設管理におけるドローンの活用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する。</li> </ul>

(5) 減災・防災に関する国の支援

減災・防災に関する国の支援

42	水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	交付対象事業を周知する。
----	--------------------------	--------------

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組

具体的な取組の柱		主な取組内容
事項	具体的な取組	
43	適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク表示図の公表を実施する。</li> <li>・関係機関（市開発窓口へのリスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）へ水害リスクを周知する。</li> <li>・開発申請者などへリスクを周知する。</li> </ul>
44	災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧事業にかかる市支援として研修やマニュアルの充実を図る。</li> <li>・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」を更新する。</li> </ul>
45	災害情報の地方公共団体との共有体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた国との調整を図る。</li> </ul>
46	補助制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。</li> </ul>



# 平成30年度の災害を踏まえた 取組み

府民の安全・安心な生活を守る  
災害対策を推進

大阪府都市整備部事業管理室



# 大阪北部地震、平成30年7月豪雨、平成30年台風第20号、21号など、近年経験していなかった災害が連続して発生

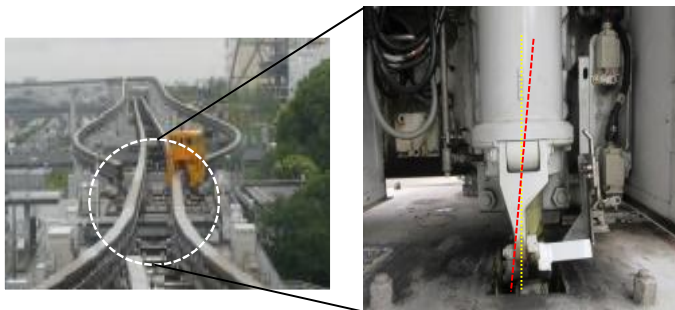
## 大阪府北部地震

渚水みらいセンター 枚方市渚内野4丁目



下水道焼却設備破損

万博公園駅～宇野辺駅  
(大阪モノレール) 吹田市千里万博公園



道路構造物損傷 (モノレール分岐器)

## H30年7月豪雨



一般国道 173号

豊能郡能勢町



一級河川 一庫大路次川 豊能郡能勢町



護岸崩壊により  
背後地側へ浸食

## H30年台風第21号

一般府道 新家田尻線  
泉佐野市南中樫井～田尻町吉見



浜寺公園 堺市西区

被災前



被災後



この経験を踏まえ、府民の安全・安心を守るため、自然災害への備えとして、真に効果を発揮できる対策を集中的に実施

# 地震 津波

## 大阪府での観測史上初めてとなる震度6弱を体験

平成30年6月18日大阪府北部を震源とする地震

- これまで実施してきた耐震対策が一定の効果を発揮。引き続き、施設の耐震化を推進。

- 避難者支援のための防災公園整備を推進。

橋梁耐震



(枚方大橋)

下水道施設耐震

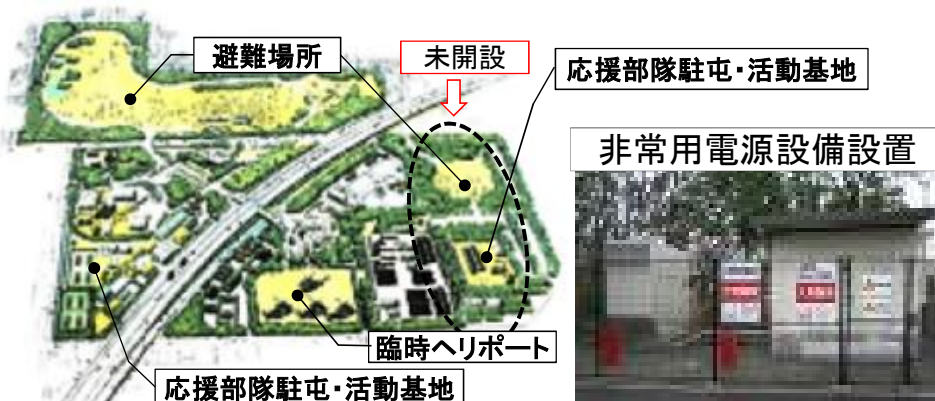


(下水管)

施工中

補強材により耐震化

防災公園整備(久宝寺緑地)

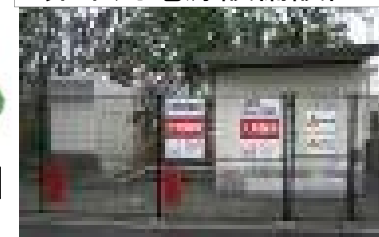


避難場所

未開設

応援部隊駐屯・活動基地

非常用電源設備設置



臨時ヘリポート

応援部隊駐屯・活動基地

- 南海トラフ巨大地震への備えとして、防潮堤の液状化対策を実施。

防潮堤液状化対策



(神崎川)



対策前



対策後

(堺泉北港海岸堺新港地区)

5力年対策箇所は  
H30年度未完了

	対策済延長 /要対策延長	進捗率
3年	8.1km/8.1km	100%
5年	16.5 km /16.5km	100%
10年	0.4km/10.8km	4%
全体	25.0 km /35.4km	71%

※H30年度末時点

# 豪雨

## 大阪府北部を中心に年間降水量の半分を超える記録的豪雨を経験

平成30年7月豪雨

- 地下河川、流域調節池など、これまでの治水対策が効果を発揮。さらなる豪雨に備え、被害の防止・最小化のための事前防災対策を推進。

地下河川・流域調節池整備



河川改良(河道掘削・河道内樹木伐採等)



河川維持(堆積土砂対策)



- のり面の崩壊等を防ぐため、道路防災対策を重点実施。

道路のり面对策



- 道路利用者の迅速な安全確保のため、固定式通行規制設備を導入。

固定式通行規制設備



自動or遠隔でも操作可能  
バルーンにより即時対応

※NETIS資料より抜粋

# 高潮 津波

## 第二室戸台風を超える最高潮位(瞬間値)を記録

平成30年台風第21号

- 三大水門などにより、市街地での高潮被害を防止。  
老朽化が進む三大水門の更新に着手し、高潮、津波に備える。

三大水門の更新



昭和36年 第二室戸台風時の浸水区域



浸水面積  
約3,100ha

防災科学技術研究所HPより



# 暴風

## 関空島で58.1m/sの瞬間風速を観測

平成30年台風第21号

- 過去最大級の強風により、多くの照明灯や樹木などが倒壊。施設の更新や無電柱化を実施。

照明灯等の更新



街路樹の樹木更新

(国道423号)



電線共同溝の整備

(大阪港八尾線)



## その他の対策

### ◆道路規制のありかた

- ・台風に伴う大雨により、事前通行規制対象外の区間で道路のり面崩壊が発生
- ・度重なる大雨により、被災による規制と事前通行規制が同時多発的に発生

- 維持管理技術審議会の答申を踏まえ、事前通行規制区間の見直しを行う予定

### ◆モノレールの復旧

- ・分岐器等設備や車両に損傷が発生
- ・工作車で点検を行う特性から、運行再開までに時間を要した

- 大阪府北部地震大阪モノレール被災検証委員会において、平成31年3月に最終報告として耐震力の強化、部品等の落下防止対策、点検の迅速化等についてとりまとめ
- 速やかに対策を実施するとともに、さらなる検討が必要なものは早期に対策方法を検討・確定し実施

### ◆下水道の災害時点検

- ・地震により下水道管渠が損傷し、1カ月後に道路変状を確認

- 地震直後の点検内容を見直し(5弱以上)  
(従前)路上から人孔を点検。異常が発見された場合に管渠内部を調査  
(見直し)従前に加え、腐食が懸念される箇所等については管渠内部を調査
- 発災後の迅速な点検、復旧に向け、管路管理業協会との災害時対応に関する協定をH31.3月に締結

### ◆鉄道運行の情報発信等

- ・鉄道の運転再開に関する情報の不足や発信の遅れ
- ・多数の駅間停車や長時間にわたる踏切遮断が発生

- 鉄道事業者が参画する国の連絡会議で、対応状況の情報共有や検証
- 各鉄道事業者により、災害発生時の鉄道の情報提供等に関する検討や対策を実施中  
※9月の台風第21号等では、鉄道事業者が計画運休を実施
- 優先的に開放すべき踏切の指定を関係機関に働きかけ



## 平成30年度 河川巡視点検の結果について

事務所	施設	河川名	場 所	状 況	対応	完了予定
枚方土木事務所	河川	船橋川	枚方市樋之上町京阪本線下流	河床の洗堀	B	2019年度中
寝屋川水系改修工営所	該当なし					

## 《点検結果への対応》

A[緊急対応箇所]: 次期出水期(5月末)までに応急的な対応を完了し、その後、更に必要な対策を実施する等、適切に対処する箇所

B[要注意箇所] : 必要に応じ詳細な調査を実施し、補修方法等の検討を行い、概ね3年を目途に順次対策を実施する箇所

※前回までに公表した箇所で、平成31年3月末時点で既に対策工事が完了しているものは削除しております

# H30年度 河川砂防施設の点検結果箇所図

## 枚方土木事務所

凡例		急傾斜地		河川	
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	河川	河川	河川	河川
砂防えん堤	砂防えん堤	河川	河川	河川	河川
溪流保全工	溪流保全工	河川	河川	河川	河川
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地崩壊防止施設	河川	河川	河川	河川

### 点検結果の概要と対応

#### 1. 点検結果の見方

- ・河川・砂防施設に損傷が見られ、このまま放置しておくとならば人家等に影響を及ぼす可能性がある箇所を「要注意箇所」として選定しました。
- ・上記の内、損傷程度が著しい箇所は、「緊急対応実施箇所」としました。

#### 2. 今後の対応

- ・「緊急対応実施箇所」は、次期出水期までに(5月末までに)、応急的な対応を完了し、その後、更に必要な対策を実施します。
- ・「要注意箇所」については、必要に応じて、詳細な調査を実施し、補修方法を検討の上、概ね3年を目途に順次対策を実施します。
- ※対策を実施する迄は、平素よりパトロール等を実施し、損傷状況の把握を行い、必要な措置を講じるなど不測の事態に備えます。
- ※平成31年3月末時点で既に対策工事が完了しているものは削除しました。

船橋川H30-1

### 【凡例】

- : 河川 ( ● 緊急対応実施箇所)
- ◆ : 砂防えん堤
- : 溪流保全工
- ▲ : 急傾斜地崩壊防止施設
- 河川H00-○ : 河川砂防箇所名-番号



船橋川H30-1 河床の洗掘

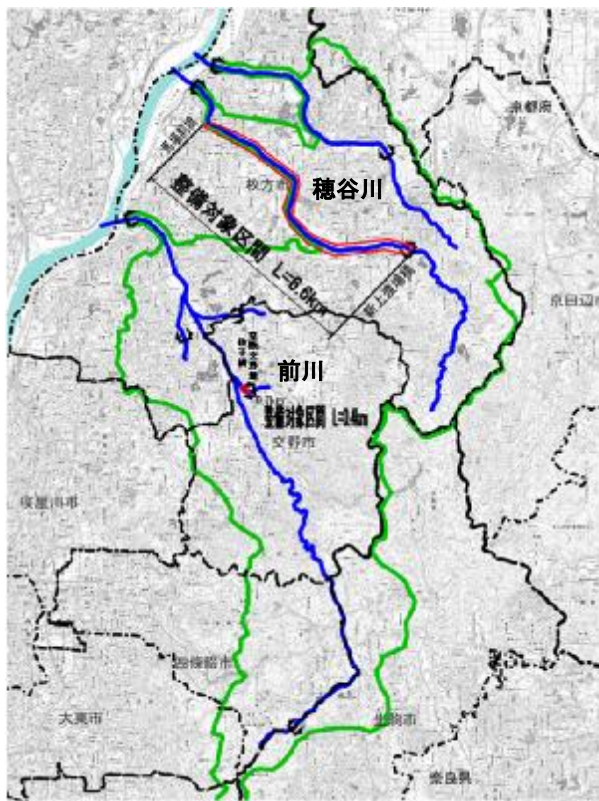
# 平成31（令和元）年度 事業予定箇所

# 河川管理施設の整備等（計画）

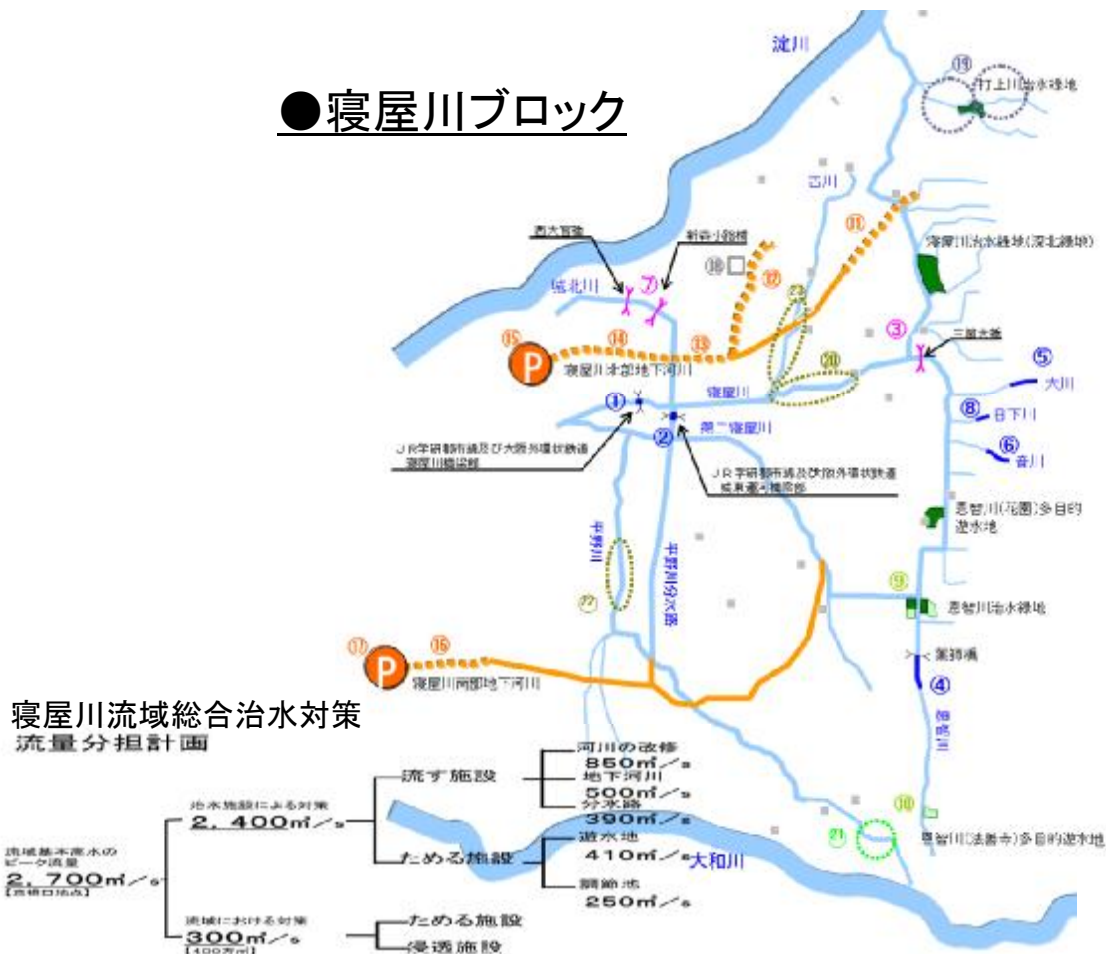
北河内地域の河川施設の整備については、「淀川左岸ブロック河川整備計画」、「寝屋川ブロック河川整備計画」において、今後20～30年程度で目指すべき当面の目標を設定している。

- 淀川左岸ブロック：穂谷川においては時間雨量80mm程度、前川においては時間雨量65mm程度の降雨による洪水浸水を防ぐことを目標に整備を進める。
- 寝屋川流域：時間雨量50mm程度の降雨による床下浸水の発生を防ぎ、かつ、時間雨量65mm程度の降雨による床上浸水の発生を防ぐこと目標に整備を進める。

## ●淀川左岸ブロック



## ●寝屋川ブロック



# 河川管理施設等の整備

## ■ 枚方土木事務所

### 【河川事業】

- 一級河川 穂谷川 改修工事（国道一号上流） **80mm対策**
- 一級河川 穂谷川 改修工事（出屋敷橋上流） **50mm対策**
- 一級河川 前川 改修工事（砂子橋上流） **65mm対策**

### 【砂防事業】

- 淀川水系 天野川支川第四支溪 砂防堰堤工事

## ■ 寝屋川水系改修工営所

### 【河川事業】

- 寝屋川北部地下河川 守口調節池築造工事

## ■ 東部流域下水道事務所

### 【下水道事業】

- 寝屋川北部流域下水道 門真守口増補幹線立坑築造工事

# 河川管理施設等の整備（枚方土木事務所）

一級河川穂谷川 河川改修事業  
（護岸工事）  
【枚方土木事務所】



穂谷川改修工事（80mm対策）

一級河川前川河川改修事業  
（護岸工事・橋梁工事）  
【枚方土木事務所】



前川改修工事（65mm対策）

# 河川管理施設等の整備（寝屋川水系改修工営所、東部流域下水道事務所）

寝屋川北部地下河川事業  
（守口調節池築造工事）  
【寝屋川水系改修工営所】

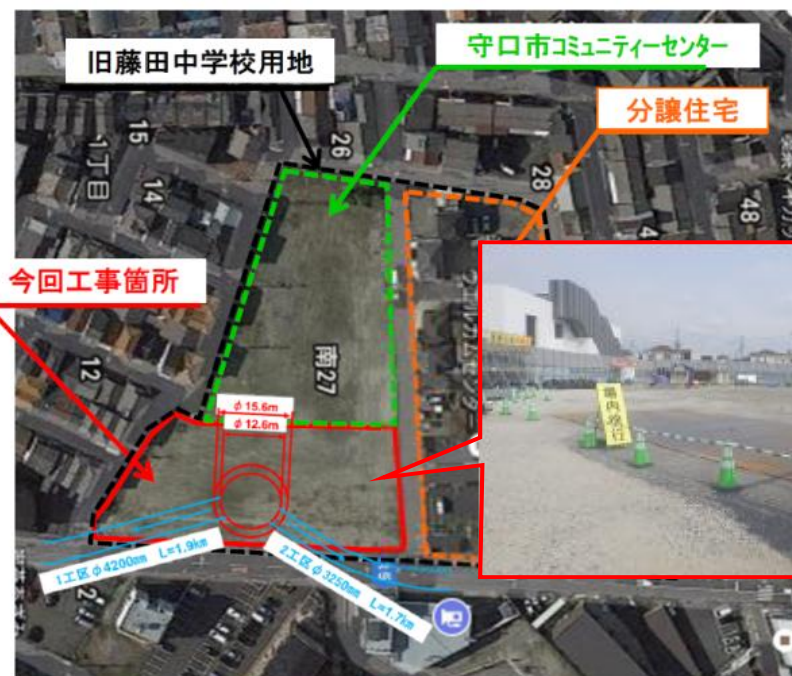


守口調節池  
（シール発工事）



守口立坑

寝屋川北部流域下水道  
（門真守口増補幹線立坑築造工事）  
【東部流域下水道事務所】



発進立坑（守口市大久保1丁目）

# 河川施設等の維持管理

大阪府では、河川や砂防施設の定期点検や必要に応じて緊急点検を実施し、施設の状況を把握し、堆積土砂撤去など適切な維持管理に努めている。また、地域の皆さんに身近な河川や砂防施設の状況を知って頂くため、「河川砂防施設の点検結果」や「河川特性マップ」をHPで公表している。

【河川堆積土砂除去など】



穂谷川（牧野橋下流）



たち川（JR片町線下流）



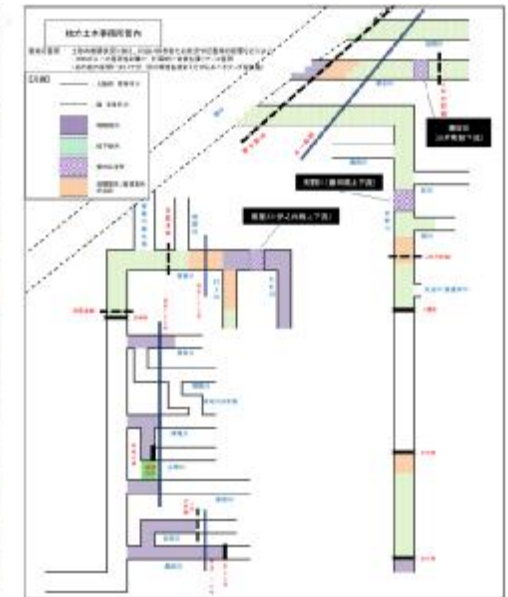
権現川（下流部）



【河川砂防施設点検結果】



【河川特性マップ】

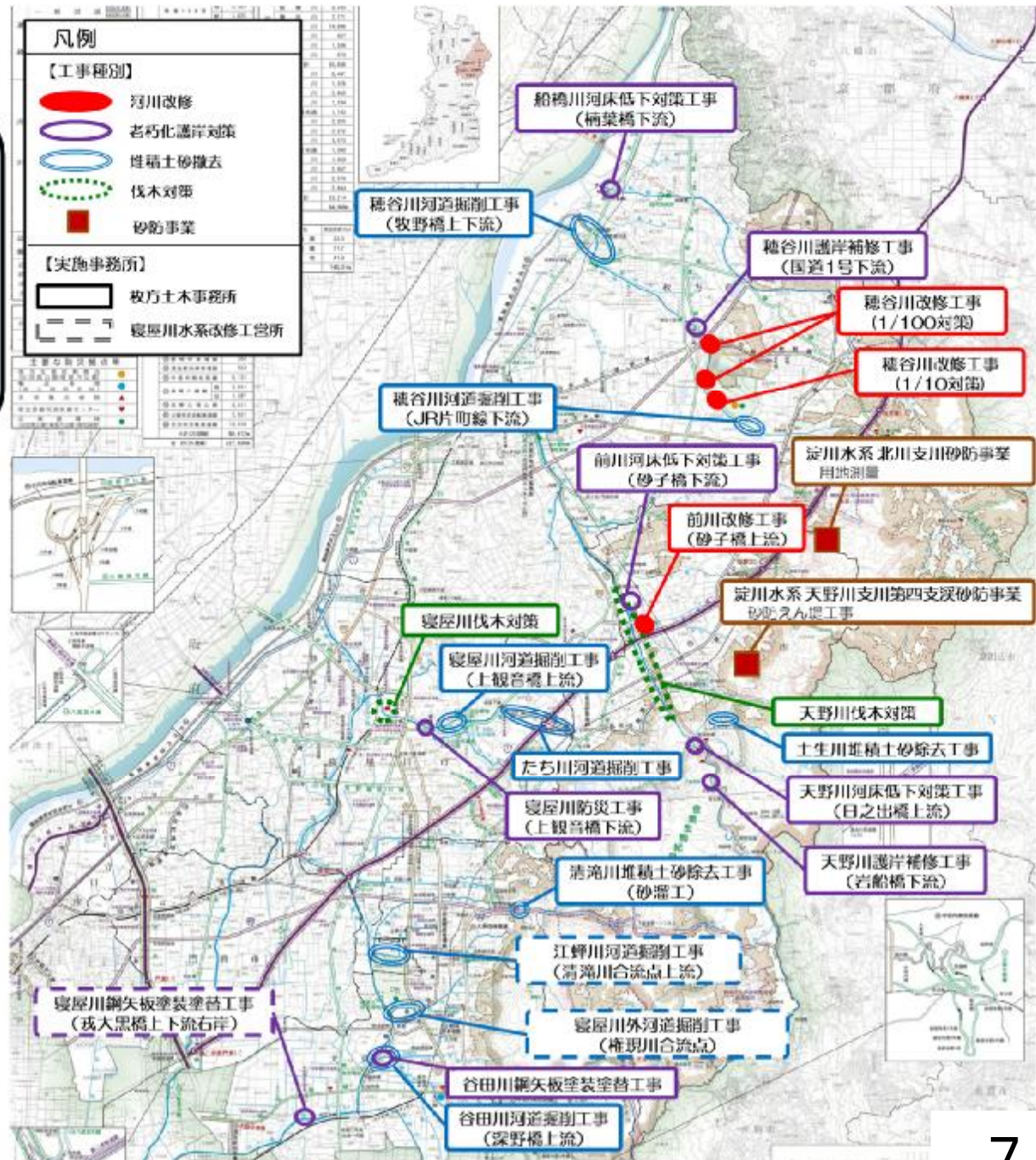




令和元年度

北河内地域の河川及び砂防  
施設の整備予定

(地下河川・増補幹線除く)



# 寝屋川北部地下河川と 下水道増補幹線の整備状況

令和元年度

◆現状

- 貯留量：40万m<sup>3</sup>
- 集水区域：6,600ha（供用済4,200ha）

凡例

寝屋川水系改修工営所

- 地下河川（整備中）
- 地下河川（完成）

東部流域下水道事務所

- 下水道増補幹線（整備中）
- 下水道増補幹線（完成）

平成14年度 供用済  
1,400ha

平成27年6月 供用済  
約1,100ha

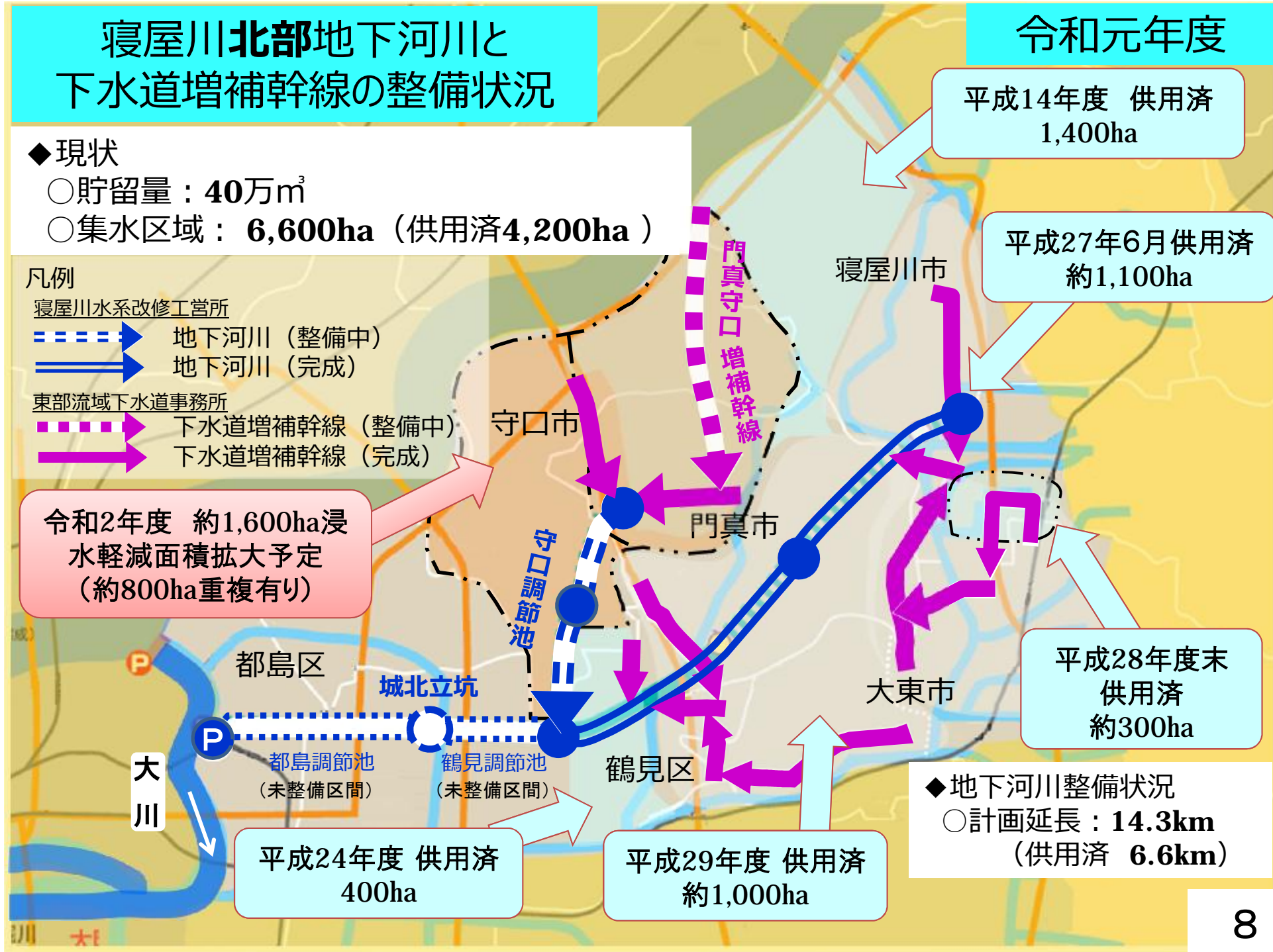
令和2年度 約1,600ha浸  
水軽減面積拡大予定  
（約800ha重複有り）

平成28年度末  
供用済  
約300ha

平成24年度 供用済  
400ha

平成29年度 供用済  
約1,000ha

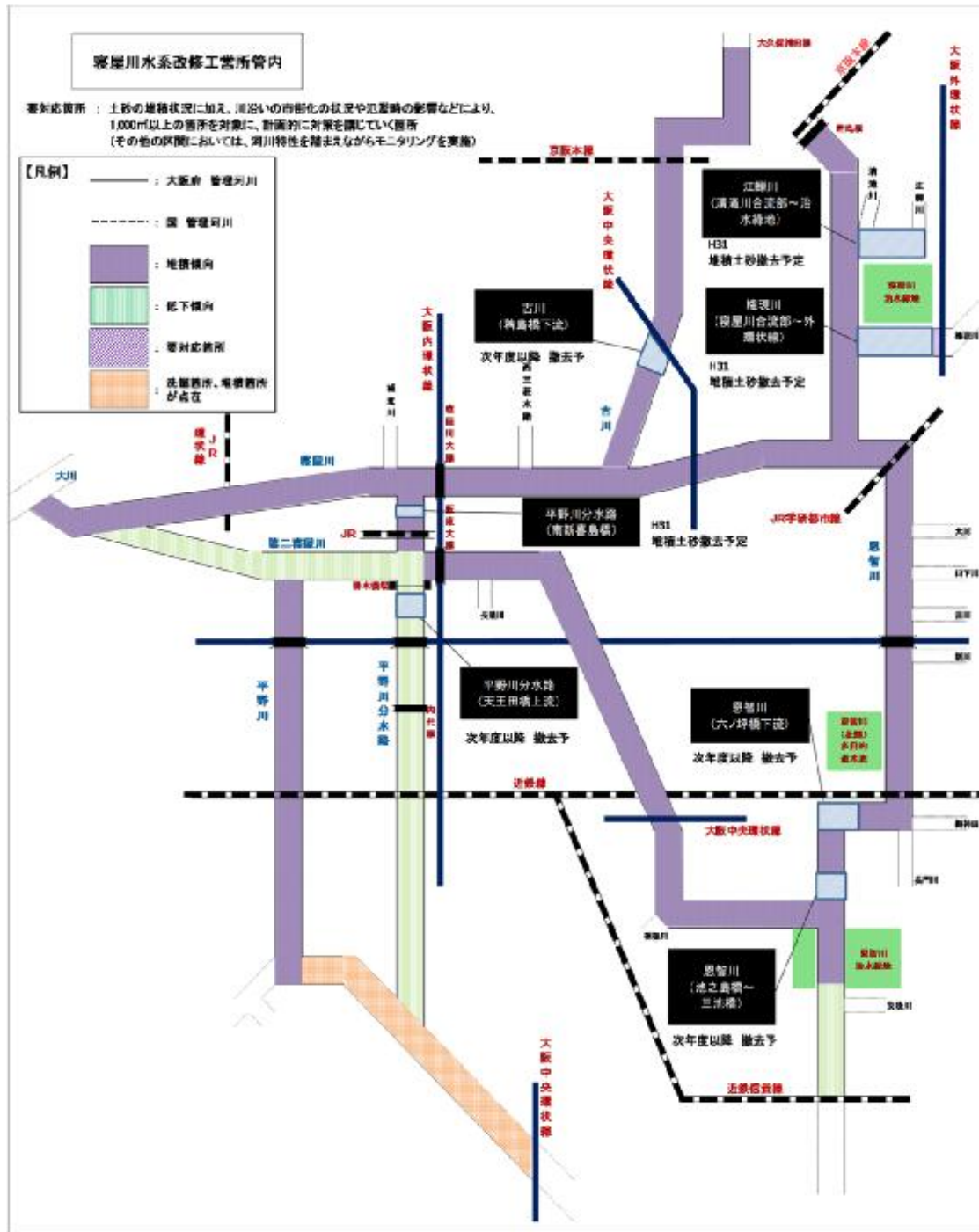
◆地下河川整備状況  
○計画延長：14.3km  
（供用済 6.6km）





# 【河川特性マップ】

## 寝屋川水系改修工営所



# 洪水浸水想定区域の指定及び公表について

都市整備部 河川室河川整備課 計画グループ  
 代表連絡先 ダイヤルイン番号:06-6944-9296  
 メールアドレス: kasem23@stbc.pref.osaka.lg.jp

提供日	2019年3月20日
提供時間	14時0分
内容	<p>大阪府では、平成22年6月に策定した「今後の治水対策の進め方」に基づき、人命を守ることを最優先に、様々な降雨により想定される河川の氾濫や浸水の可能性を府民にわかりやすく提示することをめざし、平成25年3月には、府が管理する全河川(154河川)において洪水リスクを公表しました。</p> <p>その一環として水防法に基づき、「河川整備の計画規模の降雨(100年に1回の降雨)」を対象として「洪水浸水想定区域」を指定し、「洪水浸水想定区域図」を作成してきましたが、平成27年5月の水防法改正を受け、府管理河川において想定最大規模降雨(1,000年以上に1回の降雨)により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として新たに指定し、「洪水浸水想定区域図」を作成することとしました。このため、以下の河川について洪水浸水想定区域図を作成しましたので、公表します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大津川水系 大津川、榊尾川、東榊尾川、父鬼川、松尾川、牛滝川</li> <li>・住野川水系 住野川、住吉川、雨山川</li> <li>・淀川水系 寝屋川(淀川)、寝屋川、第二寝屋川、忍智川、平野川、平野川分水路、古川、榊隈川、城北川</li> </ul> <p>なお、今後他の河川においても順次、改正法に基づいて洪水浸水想定区域を指定、公表する予定です。</p>
関連ホームページ	<a href="#">洪水浸水想定区域図</a>
資料提供ID	34148

## 洪水浸水想定区域図について

- (1) 洪水浸水想定区域図は、大阪府管理河川について、水防法の規定(一部適用)に基づき、想定最大規模及び計画規模の降雨により想定される浸水深、想定最大規模降雨に伴う浸水到達時間、浸水到達時刻をもとにさまざまな氾濫の発生が想定される区域を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域は、河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの算出にあたっては、府管理河川以外(古川など)の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、その他による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域と指定された、当該区域においても浸水が発生する場合があります。

## 洪水浸水想定区域図一覧表

水防法第14条第1項の規定により、洪水浸水想定区域図を次のとおり指定しました。

河川水系(河川名)	洪水浸水想定区域図
大津川水系(大津川・榊尾川・東榊尾川・父鬼川・松尾川・牛滝川)洪水浸水想定区域図	大津川水系洪水浸水想定区域図 1.PDFファイル/14.18KB 2.PDFファイル/18.08KB
住野川水系(住野川・住吉川・雨山川)洪水浸水想定区域図	住野川水系洪水浸水想定区域図(PDFファイル/11.11MB)
淀川水系(寝屋川(淀川)流域)洪水浸水想定区域図	淀川水系(寝屋川(淀川)流域)洪水浸水想定区域図 表紙.PDFファイル/7.18KB 想定最大規模の浸水深 1.PDFファイル/16.16KB 2.PDFファイル/16.08KB 3.PDFファイル/17.08KB 4.PDFファイル/17.30KB 5.PDFファイル/10.74KB 計画規模の浸水深 1.PDFファイル/16.91KB 2.PDFファイル/15.38KB 3.PDFファイル/17.20KB 4.PDFファイル/17.26KB 5.PDFファイル/11.88KB 浸水到達時間 1.PDFファイル/16.72KB 2.PDFファイル/15.06KB 3.PDFファイル/17.59KB 4.PDFファイル/17.26KB 5.PDFファイル/11.75KB
淀川水系(寝屋川(淀川)第二流域)・忍智川・平野川・平野川分水路・古川・榊隈川・城北川)洪水浸水想定区域図	1.PDFファイル/16.72KB 2.PDFファイル/15.06KB 3.PDFファイル/17.59KB 4.PDFファイル/17.26KB 5.PDFファイル/11.75KB
東屋川流域等(北)洪水想定区域(北)指定	1.PDFファイル/16.72KB 2.PDFファイル/15.54KB 3.PDFファイル/17.11KB 4.PDFファイル/17.27KB 5.PDFファイル/11.11KB
東屋川流域等(北)洪水想定区域(河床改良)	1.PDFファイル/16.41KB 2.PDFファイル/15.88KB 3.PDFファイル/17.26KB 4.PDFファイル/17.47KB 5.PDFファイル/11.84KB

赤字:洪水浸水想定区域  
 青字:水(氾濫)浸水想定区域  
 黒字:その他河川

想定最大規模降雨の浸水想定区域図作成のスケジュール

資料10

府管理河川(154河川)

H31.4.1

事務所	対象河川 ※ 太字・下線は、水防警報河川	河川数	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
寝屋川水系	<b>寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川、城北川</b>	8	発注年次	公表年次			
鳳土木	(H30事業評価) <b>大津川、榎尾川、牛滝川、東榎尾川、父鬼川、松尾川</b>	6	発注年次	公表年次			
岸和田土木	(H30事業評価) <b>佐野川、住吉川、雨山川</b>	3	発注年次	公表年次			
富田林土木(松原)	(H30事業評価) <b>西除川、西除川放水路、三津屋川、東除川、落堀川、大水川、平尾小川</b>	7		発注年次	公表年次		
鳳土木	<b>芦田川、芦田川分水路</b>	2		発注年次	公表年次		
西大阪治水(神崎)	<b>神崎川、左門殿川、中島川、西島川、天竺川、兎川、高川、旧猪名川、糸田川、上の川</b>	10		発注年次	公表年次		
茨木土木	<b>安威川、正雀川、正雀川分水路、山田川、大正川、境川、三条川、新大正川、茨木川、佐保川、勝尾寺川、川合裏川、裏川、箕川、郷之久保川、土室川分水路、下音羽川</b>	17		発注年次	公表年次		
	(H31事業評価) <b>芥川、女瀬川、真如寺川、西山川、東山川、榎尾川、東榎尾川、田能川、水無瀬川、年谷川</b>	10		発注年次	公表年次		
枚方土木	(H31事業評価) <b>穂谷川、船橋川、天野川、藤田川、北川、前川</b>	6		発注年次	公表年次		
富田林土木	<b>石川、飛鳥川、佐備川、宇奈田川、石見川、加賀田川、太井川、大乗川、梅川、千早川、水越川、天見川</b>	12		発注年次	公表年次		
池田土木	<b>猪名川、千里川、箕面鍋田川、芋川、箕面川、石澄川、茶長阪川、神田川、余野川、木代川、切畑川、石田川、初谷川</b>	13			発注年次	公表年次	
鳳土木	<b>石津川、百済川、百舌鳥川、和田川、陶器川、甲斐田川、妙見川</b>	7			発注年次	公表年次	
岸和田土木	(R2事業評価) <b>津田川</b>	1			発注年次	公表年次	
	<b>櫻井川、新家川</b>	2			発注年次	公表年次	
	<b>春木川</b>	1			発注年次	公表年次	
	<b>近木川、梶谷川</b>	2			発注年次	公表年次	
	<b>見出川</b>	1			発注年次	公表年次	
	<b>男里川、金熊寺川、菟碓川、山中川</b>	4			発注年次	公表年次	
池田土木	(R3事業評価) <b>一庫・大路次川、山田川、長谷川、山辺川、田尻川、野間川、木野川、大原川</b>	8				発注年次	公表年次
枚方土木	<b>寝屋川導水路、讃良川、岡部川、清滝川、清滝川分水路、江蟬川、谷田川、鍋田川、打上川、南前川、たち川、権現川</b>	12				発注年次	公表年次
八尾土木	<b>原川、音川、大川、新川、長門川、御神田川、箕後川、日下川</b>	8				発注年次	公表年次
鳳土木	<b>王子川、新王子川</b>	2				発注年次	公表年次
岸和田土木	(R3事業評価) <b>大川</b>	1				発注年次	公表年次
	<b>田尻川、茶屋川、番川、東川、西川</b>	5				発注年次	公表年次
西大阪治水	<b>正蓮寺川、六軒家川、旧淀川、土佐堀川、木津川、尻無川</b>	6				発注年次	公表年次
		154					

## 1 タイムラインの区分と大阪の目指す目標

プロジェクトの達成目標は、水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画に基づき、**2021年（令和3年度）**までに、**大阪府内の全市町村**において、「洪水」「土砂災害」「高潮」のいずれかを対象としてタイムライン策定を目指す。

以下に、タイムラインの区分別に、策定主体、目的、目標を示す。

区分	広域タイムライン	市町村タイムライン	地域のタイムライン
策定主体	国、大阪府	市町村	地域住民
概要	比較的大きな流域を対象とし、国や府、市に加え、鉄道やライフライン事業者等の防災行動を整理したタイムライン	市町村の地域防災計画に位置付けた全ての部署（局）の防災行動を整理したタイムライン	自治会や小学校区など「同一の避難行動をとる地区単位（避難単位）」を対象とし、住民や自主防災組織などの防災行動を整理したタイムライン
策定目的	災害発生に備え実施する、雨水ポンプの運転停止や水門などの施設操作状況に加え、鉄道運休、道路通行止め等の、互いに影響する防災行動をタイムラインとして共有することで、流域が一体となり防災行動を実行するためのタイムライン	市町村の体制構築や避難所開設準備・運営、避難情報の発令等、主に住民の避難に関連する市町村の防災行動を的確に行うためのタイムライン	住民や自主防災組織が、互いに助け合いながら、自らの判断も加えらうえて、適切な避難行動を行うためのタイムライン
2021年度までの到達目標	大きな流域を有し、洪水により相当な被害が生じる恐れのある「洪水予報河川」において、広域タイムラインを策定する。 ●対象流域 寝屋川流域、安威川流域、石川流域、大津川・槇尾川・牛滝川流域	全ての市町村で、市町村タイムラインの策定を目指す。ただし、既に市町村タイムラインとして機能している施策等がある場合はこの限りではない。	府内の地域数が多いため、数値目標は設定しない。ハザードマップ作成や防災訓練に併せて、地域や住民の行動を考える時間をとり、タイムラインを普及させる。

## 3 府内市町村の取り組み状況一覧（H31.4 現在）

府内の43市町村において、タイムライン防災に関する取り組み状況を下表に示す。

●：策定済 ○：策定中 ※：2019年度着手予定

市町村	広域 T L	市町村 T L	地域 T L	市町村	広域 T L	市町村 T L	地域 T L	市町村	広域 T L	市町村 T L	地域 T L
能勢町				門真市	●			高石市	○		
豊能町			●	守口市	●			泉大津市	○		
箕面市				東大阪市	●	●		忠岡町			
池田市		※		八尾市	●	●		和泉市	○		
豊中市			○	柏原市	●	●		岸和田市			
島本町		○		藤井寺市	※			貝塚市	○		●
高槻市	○	●		松原市	※			熊取町			
茨木市	○			羽曳野市	※			泉佐野市			
摂津市	○			太子町	※			田尻町			
吹田市	○			河南町	※	●	●	泉南市			
枚方市	●			富田林市	※			阪南市	○		
交野市	●			大阪狭山市	※			堺市	○		
寝屋川市	●			千早赤阪村	※		●	大泉町			
四條畷市	●			河内長野市	※			河内長野市			
大東市	●	●		堺市		○		堺市			

## 2 2018年度までの動き

**2017年**

- 3月 **おおさかタイムライン防災プロジェクトシンポジウム**  
府内の防災関係者が一堂に会し、タイムライン防災の必要性を共有し、府内全域に拡げること意思統一。
- 6月 「水防法の一部を改正する法律」施行今次水害を踏まえた緊急対応  
① 要配慮者利用施設への説明会の開催（約20,000施設）  
② 大規模減災協議会にて各種取り組みを開始  
③ **全市町村にてホットライン（避難勧告着目型タイムライン）策定・運用開始**

**2018年**

- リーディングプロジェクト（市町村タイムライン）  
6月 **河南町土砂災害タイムライン 完成・運用開始**  
河南町の全部局が集まって、土砂災害に対する防災行動を整理して作成したタイムライン。  
2018年6月29日から実運用を開始。  

- リーディングプロジェクト（広域タイムライン）  
8月 **寝屋川流域大規模水害タイムライン 完成・運用開始**  
大阪府や市町村、国に加え、報道機関、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載して作成した流域タイムライン。  
2018年8月9日から運用を開始し、平成30年台風第20号から実運用を行い、タイムラインの検討過程で築いた情報共有網を活用し、防災情報のいち早い共有を行った。  

- 9月 **安威川流域タイムライン着手**
- 10月 **豊能町川尻地区タイムライン完成**
- 11月 **大阪湾沿岸高潮タイムライン着手**
- 11月 **和泉市タイムライン着手**
- 12月 **柏原市タイムライン完成**
- 1月 **島本町タイムライン着手**
- 1月 **河南町下河内・平石地区タイムライン完成**
- 1月 **千早赤阪村上東地区タイムライン完成**

リーディングプロジェクト（地域タイムライン）  
3月 **貝塚市高潮タイムライン完成・運用開始**  
自治会や小学校区など小さな区域を対象とし、貝塚市と住民や自主防災組織などが集まって防災行動を整理し作成したコミュニティのタイムライン  


ワークショップを行う貝塚市の地域住民ら（旭住宅地区）  


完成したタイムラインを手交する寝屋川流域の首長ら  


情報発信・機運醸成・きっかけづくり  
1月 **タイムラインカンファレンス**  
全国の先行事例や担当者同士の意見交換、専門家による講演、タイムラインを策定している自治体の首長によるパネルディスカッションなど、様々な情報を市町村に向けて発信することで、タイムライン策定に向けた機運醸成に努めた。  




## 平成31年度(令和元年度)版大阪府水防計画 改正の概要

- **大阪府水防本部の水防態勢の変更等を反映 P17**
  - 非常配備の基本配備人員を実態に合わせて変更。(第4章第1節) P17
  
- **大雨警報等を補足する情報の追記 P23-24**
  - 大雨警報・洪水警報等を補足する情報について、大阪府が公表している図情報「土砂災害危険度情報」を追記(第5章第1節) P23-24
  
- **淀川河口域(高潮区間)における水防警報設定を反映P53、55、58**
  - 水防警報発表の河川海岸名に「淀川(福島)」を追加(第5章第6節)P53
  - 淀川水防警報及び情報通信連絡系統図(高潮)を追加(第5章第6節)P55
  - 淀川水防警報発表の区域に「福島」を追加(第5章第6節)P58
  
- **想定最大降雨による洪水浸水想定区域の公表状況を反映P97-100**
  - 公表状況の欄を追加(第17章第1節)P97-100



## 第4章 水防態勢

### 第1節 大阪府水防本部の水防態勢

#### 1. 配備体制

常時勤務から水防態勢への切換えを確実に、かつ迅速に行うと共に、水防活動の完遂を期するため、次の要領による警戒配備並びに非常配備を行う。

#### 2. 警戒配備

配備時期	配備内容	配備人員
気象情報と水位情報に注意する必要があるが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでには時間的余裕があり、主として情報連絡を行うとき。	連絡員を配備し、必要によっては自動車1台以上を待機する。	水防要員の内数名程度

#### 3. 非常配備

配備区分	配備時期	配備内容	基本配備人員
第1非常配備	今後の気象情報と水位情報に十分注意と警戒を要すると共に、水防活動の必要が予想されるとき。	12時間交替として配備、水防業務に当たらせ、自動車1台以上を待機させる。	水防要員の内 1/8～1/4程度
第2非常配備	水防活動の必要が予想されるとき、又は開始し、第1配備では体制不十分と判断されるとき。	12時間交替として配備、水防業務に当たらせ、自動車は緊急車を含め所有数の半数以上を待機させること。	水防要員の内 1/6～1/2程度
第3非常配備	事態が切迫し、大規模な水防活動の必要が予想されるとき、あるいは事態の規模が大きくなって、第2非常配備では体制不十分と判断されるとき。	水防計画において定めた全員を水防業務に当らせる。	水防要員全員

種 類		発 表 基 準		
特 別 警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象特別警報	大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
			暴 風 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合。
			暴 風 雪 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
	高潮特別警報	高 潮 特 別 警 報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合。	

- (注)
1. 基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
  2. 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。
  3. 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象になっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない（詳細は表1の「留意点」・「備考」参照）。
  4. 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称（表1を参照）」を用いる場合がある。

(参考)

種 類		発 表 基 準		
水 防 活 動 の 利 用 に 準 ず る も の	注 意 報	気 象 注 意 報	強 風 注 意 報	強風によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で <b>12m/s</b> 以上、海上で <b>15m/s</b> 以上になると予想される場合。※
			風 雪 注 意 報	風雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で <b>12m/s</b> 以上、海上で <b>15m/s</b> 以上になり、雪を伴うと予想される場合。※

※泉州（市町村等をまとめた地域）では、関空島（アメダス）の観測値は**15m/s**を目安とする。

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報、**土砂災害警戒情報**を補足する情報として、土砂災害警戒判定メッシュ情報、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。**また、土砂災害警戒情報を補足する情報として、大阪府においても土砂災害危険度情報を公表している。**これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で <b>5km</b> 四方の領域ごとに <b>5</b> 段階に色分けして示す情報（常時 <b>10</b> 分毎に更新）。気象庁ホームページ及び防災情報提供システムで確

	<p>認できる。</p> <p>○気象庁ホームページ 土砂災害警戒判定メッシュ情報  <a href="https://www.jma.go.jp/ip/doshamesh/">https://www.jma.go.jp/ip/doshamesh/</a></p>
土砂災害危険度情報	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。なお、1km四方の領域ごとに、危険度や60分間雨量の時系列グラフも表示できる。</p> <p>○大阪府 土砂災害危険度情報  <a href="http://218.251.72.164/WebSite/">http://218.251.72.164/WebSite/</a></p>
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。気象庁ホームページ及び防災情報提供システムで確認できる。</p> <p>○気象庁ホームページ 大雨警報（浸水害の危険度分布）  <a href="https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html">https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html</a></p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。気象庁ホームページ及び防災情報提供システムで確認できる。</p> <p>○気象庁ホームページ 洪水警報の危険度分布  <a href="https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html">https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html</a></p>
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。防災情報提供システムで確認できる。</p>

（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を[高]、[中]の2段階の確度を付して、今日から明日にかけては時間帯を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、大阪府全域に発表する。

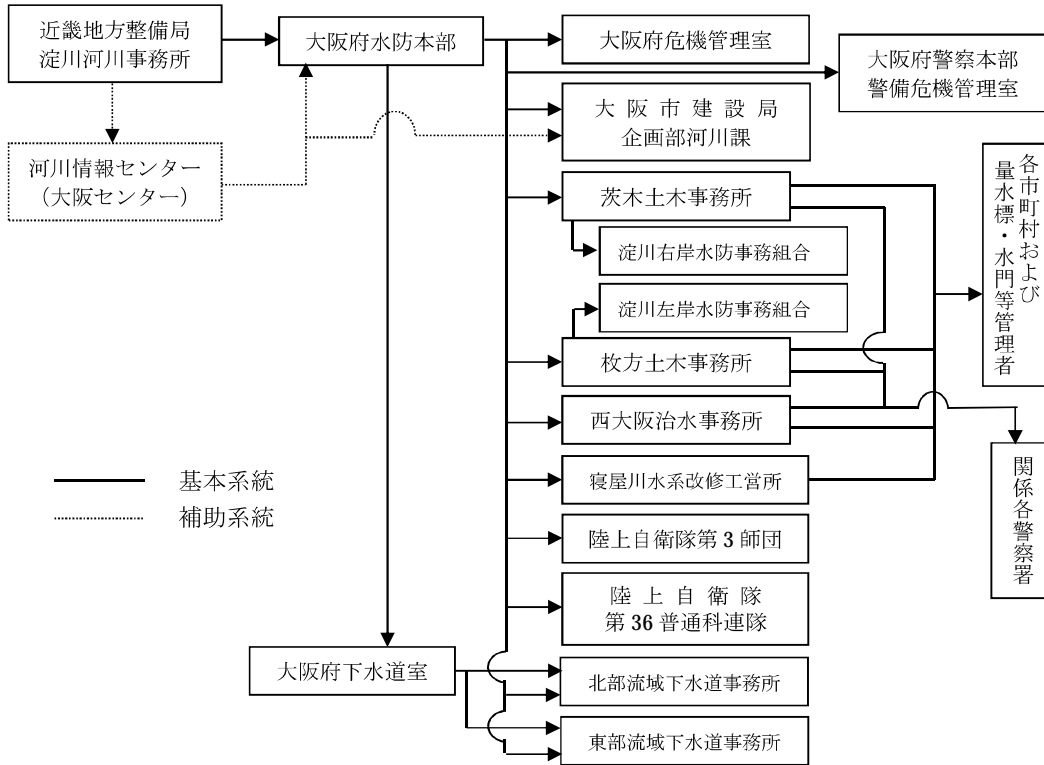
○気象庁ホームページ 警報級の可能性地域選択（大阪府）  
<https://www.jma.go.jp/jma/ki shou/kei ka/331.html>

#### 4. 水防警報発表の時期

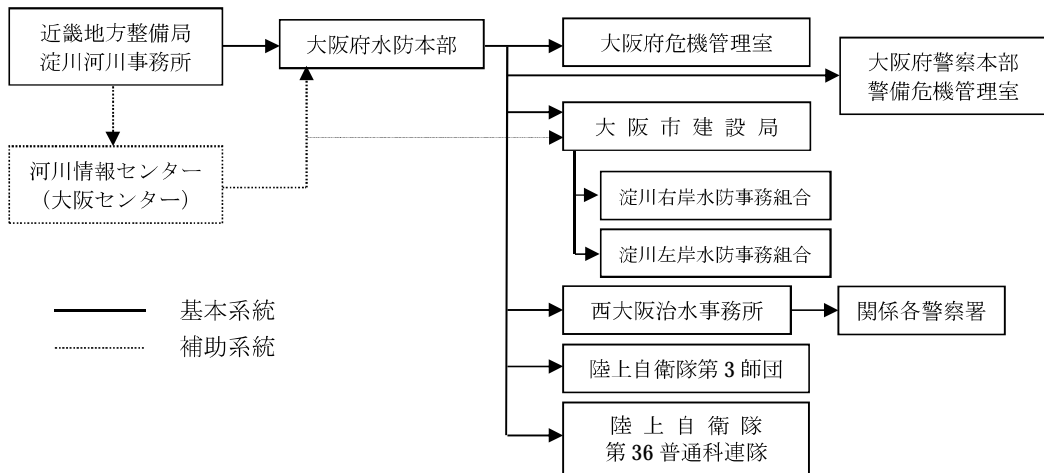
種別	国土交通大臣指定				大阪府知事指定			
	河川海岸名	淀川(福島)	淀川(枚方)	大和川(柏原)	猪名川(小戸)	洪水区域	高潮区域	津波区域
第1段階 待機	高潮注意報が発表されたとき	氾濫注意(警戒)水位を超過する約10時間前	氾濫注意(警戒)水位に達する約4時間前	水防団待機(指定)水位に達するとき				
第2段階 準備	陸開閉鎖水位を超過する5時間前	氾濫注意(警戒)水位を超過する7時間前	氾濫注意(警戒)水位に達する約3時間前	氾濫注意(警戒)水位に達する約1時間前	水防団待機水位(通報水位)に達したとき(ただし、降雨が全く無く、感潮による影響のみの場合は別途判断する)	潮位がO.P.+2.00mに達し、なお著しく上昇のおそれがあるとき		
第3段階 出動	陸開閉鎖水位を超過する3時間前	氾濫注意(警戒)水位を超過する2時間前	氾濫注意(警戒)水位に達する約2時間前	氾濫注意水位(警戒)水位に達する約30分前	①氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき ②氾濫注意水位(警戒水位)に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想される時	水防計画19頁2-(2)出動の状態になったとき	大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき	
第4段階 解除	水防活動の終わるとき。		水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下になり、水防活動を必要としなくなったとき。		同左	同左	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了した時等、水防作業を必要とする状況が解消した認めるとき	
準備解除		—			水防団待機水位(通報水位)を下回ったとき、または、水防団待機水位(通報水位)を上回っている状況で大雨(洪水)注意報が解除されたとき	—		

※O.P. : 大阪湾最低潮位、T.P. : 東京湾平均海面 (T.P. 上±0.0mのとき、O.P. 上+1.3mとなる)

淀川水防警報及び情報通信連絡系統図（洪水）



淀川水防警報及び情報通信連絡系統図（高潮）



7. 国土交通大臣指定河川

河川海岸名		区 域	対象量水標	水 位
淀 川	左岸	京都府界より海まで	枚 方	水防団待機水位 2.70m (指定水位)
	右岸	〃		氾濫注意水位 4.50m (警戒水位)
		高潮区域上流端より海まで	福 島	計画高水位 6.36m 陸閉閉鎖水位 3.00m (※各陸閉のうち最も低いものを採用)
猪名川	左岸	池田市古江町 69 番地先より神崎川合流点まで	小 戸	水防団待機水位 1.00m (指定水位)
	右岸	兵庫県界より神崎川合流点まで		氾濫注意水位 2.50m (警戒水位)
				計画高水位 5.15m
大和川	左岸	奈良県界より海まで	柏 原	水防団待機水位 1.50m (指定水位)
	右岸	〃		氾濫注意水位 3.20m (警戒水位)
				計画高水位 7.315m
石 川	左岸	藤井寺市国分 2 丁目 92 番の 1 地先の府道石川橋下流端から大和川合流点まで	柏 原	水防団待機水位 1.50m (指定水位)
	右岸	柏原市石川町 447 番の 1 地先の府道石川橋下流端から大和川合流点まで		氾濫注意水位 3.20m (警戒水位)
				計画高水位 7.315m

8. 発表者及び通知先

河川名	発 表		受 報		通 知 先
	発表者	発表担当者	受報者	受報担当者	
淀川 (洪水)	淀川 河川 事務所	調査課長	大阪府 水防 本部	事業 管理室 事業 企画課 参事	淀川左岸水防事務組合水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 茨木土木事務所 枚方土木事務所 寝屋川水系改修工営所 西大阪治水事務所 大阪府警察本部 陸上自衛隊第 3 師団 陸上自衛隊第 36 普通科連隊 大阪府下水道室 大阪府危機管理室 北部流域下水道事務所 東部流域下水道事務所 大阪市建設局
淀川 (高潮)	淀川 河川 事務所	調査課長	大阪府 水防 本部	事業 管理室 事業 企画課 参事	淀川左岸水防事務組合水防管理者 淀川右岸水防事務組合水防管理者 西大阪治水事務所 大阪府警察本部 陸上自衛隊第 3 師団 陸上自衛隊第 36 普通科連隊 大阪府危機管理室 大阪市建設局

## 第17章 浸水想定区域などにおける円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

### 第1節 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び府は、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

洪水予報河川及び水位情報周知河川の洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

#### 国管理洪水予報河川

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	想定最大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
淀川	淀川	H29.6.14	○	<a href="http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/maintenance/possess/sim/bosai_sonae_01hyo.html">http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/maintenance/possess/sim/bosai_sonae_01hyo.html</a>	大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市、島本町、豊中市
大和川	大和川	H28.5.31	○	<a href="https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/prep-are/disaster/disa_03.html">https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/prep-are/disaster/disa_03.html</a>	大阪市、堺市、藤井寺市、八尾市、柏原市、羽曳野市、松原市、東大阪市
淀川	猪名川	H28.6.14	○	<a href="http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/safe/prevention/familiarity.html">http://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/safe/prevention/familiarity.html</a>	豊中市、池田市

#### 府管理洪水予報河川

水系名	河川名	浸水想定区域 公表時点	想定最大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
大和川	石川	H15.4.25		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is-hi.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/is-hi.html</a>	藤井寺市、羽曳野市、富田林市、太子町、河内長野市

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	想定最大	浸水想定区域公表HPアドレス	関係市町村
淀川 (寝屋川流域)	寝屋川 第二寝屋川 恩智川 平野川 平野川分水路 古川 楠根川	H31.3.20	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k/eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k/eikaku/kozuishinso.html</a>	大阪市, 守口市, 八尾市, 寝屋川市, 大東市, 柏原市, 門真市, 藤井寺市, 東大阪市, 四條畷市
淀川	安威川	H17.4.26		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/ai.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/ai.html</a>	茨木市, 高槻市, 吹田市, 摂津市, 大阪市
淀川 (神崎川流域)	神崎川	H17.4.26		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/kanzaki.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/kanzaki.html</a>	大阪市, 吹田市, 豊中市
大津川	大津川・榎尾川	H31.3.20	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k/eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k/eikaku/kozuishinso.html</a>	和泉市, 泉大津市, 泉北郡忠岡町, 高石市
大津川	牛滝川	H31.3.20	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k/eikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/k/eikaku/kozuishinso.html</a>	岸和田市, 和泉市, 泉北郡忠岡町

府管理水位情報周知河川

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	想定最大	浸水想定区域公表HPアドレス	関係市町村
淀川	余野川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/ono.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/ono.html</a>	池田市
淀川	箕面川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/minoo.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/minoo.html</a>	池田市, 箕面市, 豊中市
淀川	千里川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enri1.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enri1.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enrigawa2.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enrigawa2.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enrigawa3.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enrigawa3.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enrigawa4.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/enrigawa4.html</a>	豊中市, 箕面市
淀川	天竺川 兔川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/tenjikuusagi1.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/tenjikuusagi1.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/tenjikuusagi2.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/tenjikuusagi2.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/tenjikuusagi3.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/tenjikuusagi3.html</a>	豊中市
淀川	高川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/taaka.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/taaka.html</a>	豊中市, 吹田市



水系名	河川名	浸水想定 区 域 公表時点	想 定 最 大	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
淀川	山田川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/yamada.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/yamada.html</a>	吹田市、 摂津市
淀川	芥川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/akuta1.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/akuta1.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/akuta2.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/akuta2.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/akuta3.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/akuta3.html</a>	高槻市
淀川	女瀬川	H20.3.31		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/nnyoze1.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/nnyoze1.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/nnyoze2.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/nnyoze2.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/nnyoze3.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/nnyoze3.html</a>	高槻市
淀川	水無瀬川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/mizunase1.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/mizunase1.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/mizunase2.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/mizunase2.html</a>	高槻市、 三島郡島本町
淀川	天野川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/amano.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/amano.html</a>	枚方市
淀川	穂谷川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/hotani.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/hotani.html</a>	枚方市
淀川	船橋川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/hunahashi.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/hunahashi.html</a>	枚方市
大和川	東除川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/higashi1.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/higashi1.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/higashi2.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/higashi2.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/higashi3.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/higashi3.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/higashi4.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/higashi4.html</a>	大阪市、八尾市、 松原市、藤井寺 市、羽曳野市
大和川	西除川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/nishiyoke.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/nishiyoke.html</a>	堺市
石津川	石津川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/isazu.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/isazu.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/isazu1.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/isazu1.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/isazu2.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/isazu2.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/isazu3.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/isazu3.html</a> <a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/isazu4.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/isazu4.html</a>	堺市
芦田川	芦田川	H19.4.26		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/asuidagawa.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/asuidagawa.html</a>	高石市

水系名	河川名	浸水想定区域公表時点	想定最大	浸水想定区域公表HPアドレス	関係市町村
春木川	春木川	H20.3.31		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/haruki.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/haruki.html</a>	岸和田市
津田川	津田川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/tsuda.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/tsuda.html</a>	貝塚市
見出川	見出川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/mide.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/mide.html</a>	貝塚市、泉佐野市
佐野川	佐野川	H31.3.20	○	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/kaikaku/kozuishinso.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/kaikaku/kozuishinso.html</a>	泉佐野市
男里川	男里川	H17.7.1		<a href="http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/onosato.html">http://www.pref.osaka.jp/kasenkankyo/boujyo/onosato.html</a>	泉南市、阪南市

## 第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、洪水予報河川、水位情報周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ②避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水または高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
  - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地上に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数のものが利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
  - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
  - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- ⑤その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項

# 気象庁の動き

大阪管区気象台

# 1 平成30年度の気象情報改善



# 気象庁ホームページ「今後の雨」

「解析雨量・降水短時間予報」ページを「**今後の雨（降水短時間予報）**」ページにリニューアルしました。

提供開始日時：平成30年6月20日（水）11時

新しいページのURL：<https://www.jma.go.jp/jp/kaikotan/>

## パソコン・タブレット



見たい地域に自由に移動し、拡大や縮小もできるようになりました

「高解像度降水ナウキャスト」や「危険度分布」とコンテンツの切り替えができるようになりました

過去の実況から**15時間先の予報**まで見たい時刻に自由に移動できるようになりました

リニューアル!!

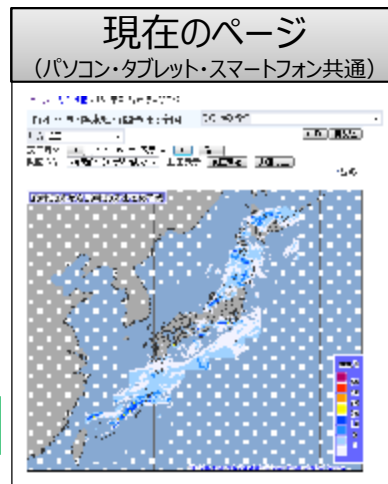
## スマートフォン



スマートフォンでも見やすくなりました

位置情報取得機能により自分のいる地域を自動で取得できます

リニューアル!!



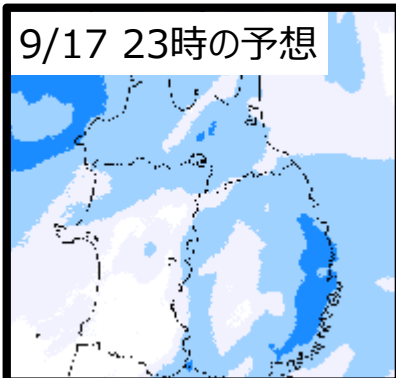


# 15時間先までの予測の活用例

- 台風等により夜間から明け方にどこで大雨となる見込みかについて、前日夕方の時点で把握できるようになりました。
- 特に、夕方に発表された注意報において、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合に、内閣府のガイドラインで必要とされている「避難準備・高齢者等避難開始」の発令や、高齢者等の避難開始の判断に活用が可能です。

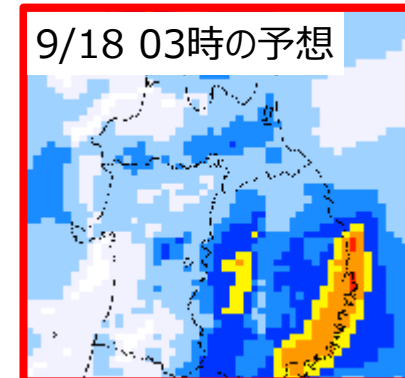
## 提供開始前

雨の予報は23時までしか分からないわ…  
大雨警報に切り替わる可能性が高いって  
いうけど、明け方にはどこで降るのかしら？



## 提供開始後

大雨警報に切り替わる明日の明け方  
3時には大雨になりそうなのね…  
土砂災害警戒区域に住んでいるから、  
避難の準備をしなきゃ！



平成30年  
6月20日  
提供開始

翌日明け方までに  
大雨警報（土砂災害）  
に切り替える可能性が  
高い注意報発表



発表中の 警報・注意報等の種別	今後の推移 (■警報級 □注意報級)								備考・ 関連する現象	
	17日				18日					
	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	
大雨 (浸水害)	40	40	50	50	50	40				浸水注意
(土砂災害)										以後も警報級 土砂災害注意
洪水 (洪水害)										
雷										竜巻、ひょう

**避難準備・高齢者等避難開始  
発令の判断基準**



# (参考) 15時間先までの予測例

平成29年(2017年)9月17日17時(日本標準時)の例

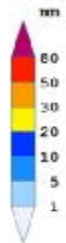
現在 17日17時 (実況)

6時間先 17日23時

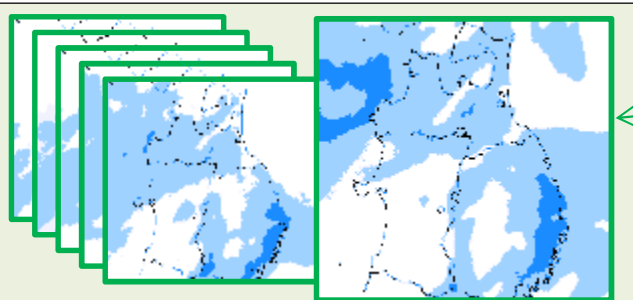
10時間先 18日3時

15時間先  
18日8時

提供開始前



17日17時時点で、23時までの降水量予報しか提供できておらず、**強雨が予想されるか分からない。**

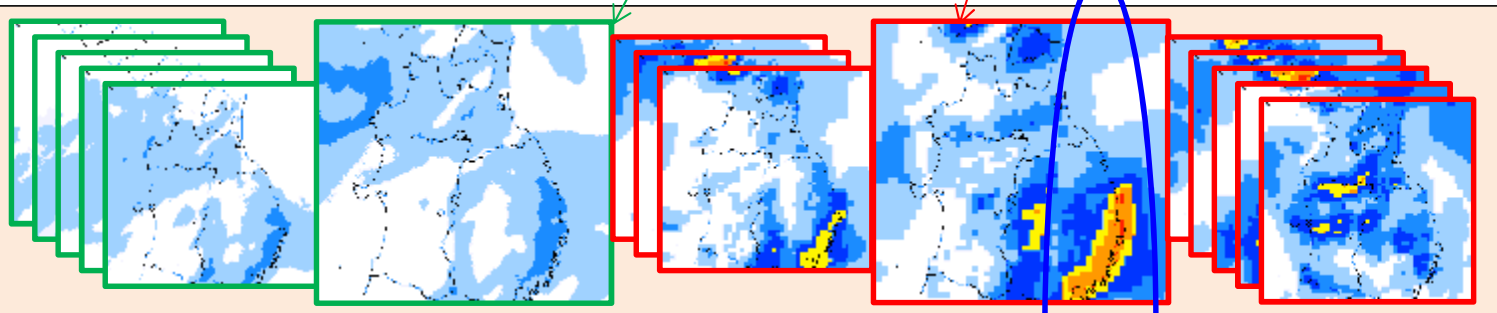


緑枠は従来の降水短時間予報

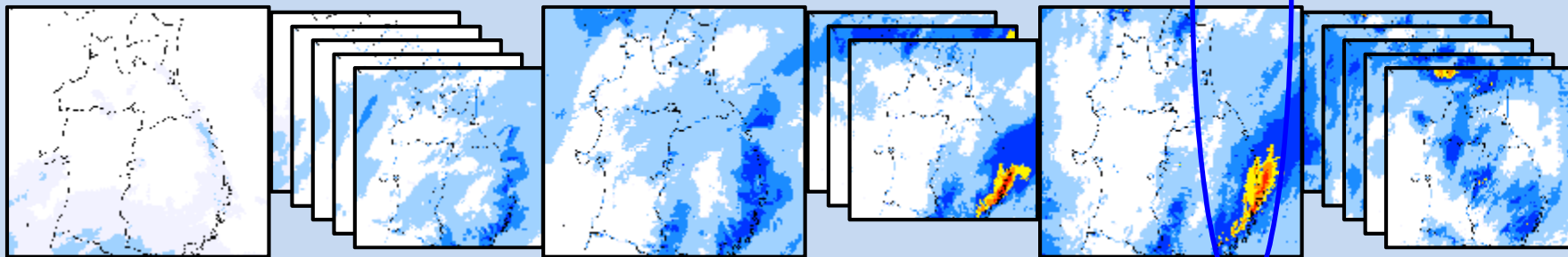
赤枠は今回延長する部分

提供開始後

17日17時時点で、**18日3時に強雨域がかかることを予想。**



実際の雨量分布  
(解析雨量)

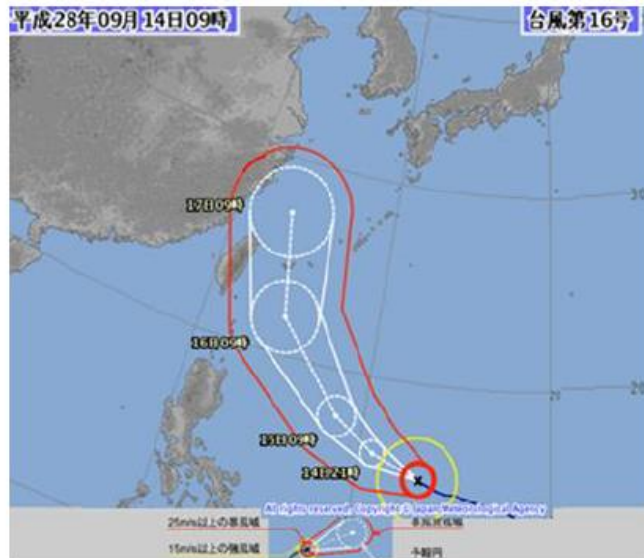


- 平成29年台風第18号の接近に伴い、18日明け方東北太平洋側に強雨域がかかることを、位置や強度のずれはありますが、17日夕方時点で予測しています(上図の青丸部分)。
- このように、例えば**夕方までに夜間から翌日の明け方における降水量の予測を提供できる**ようになりました。

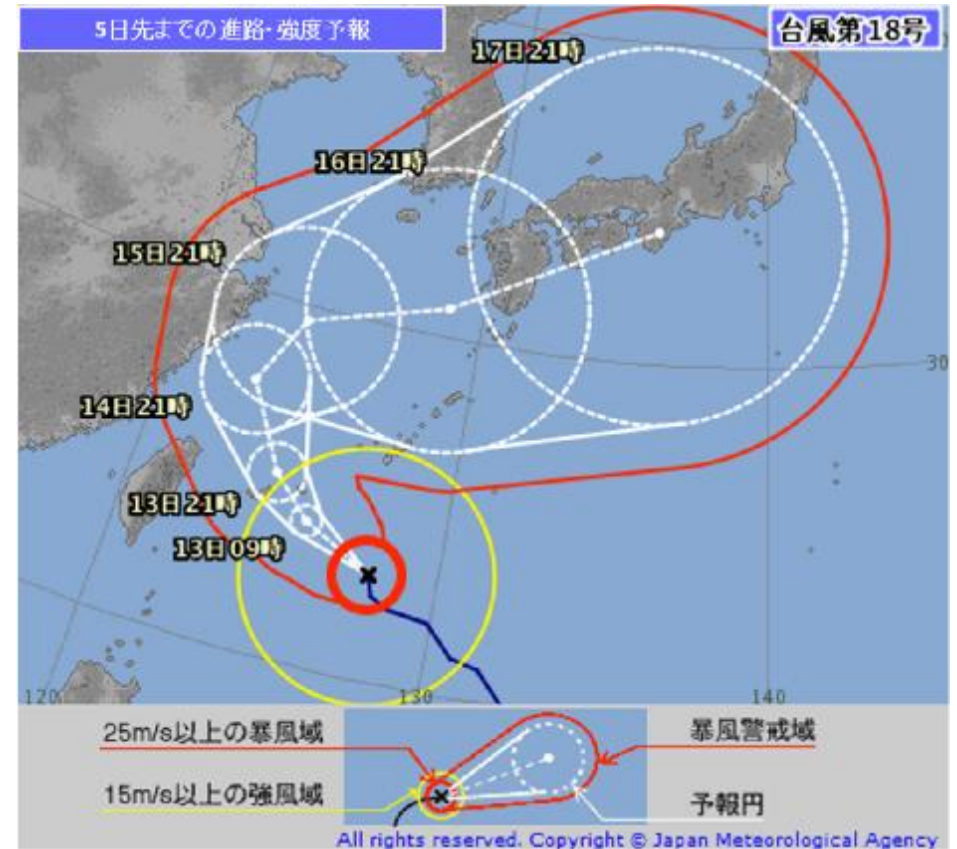
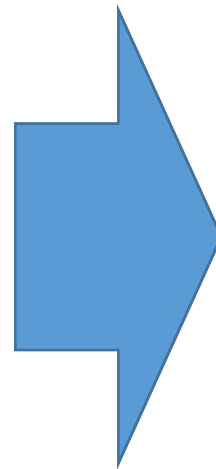


# 台風強度予報を5日先まで延長

## <現行の3日先までの進路・強度予報>



## <現行の5日先までの進路予報>



気象庁は、台風に関する強度予報をこれまでの3日先までから5日先までに延長しました。

平成31年3月14日からは、台風の進路・強度ともに5日先までの予報となり、防災対応における一層の活用が期待されます。

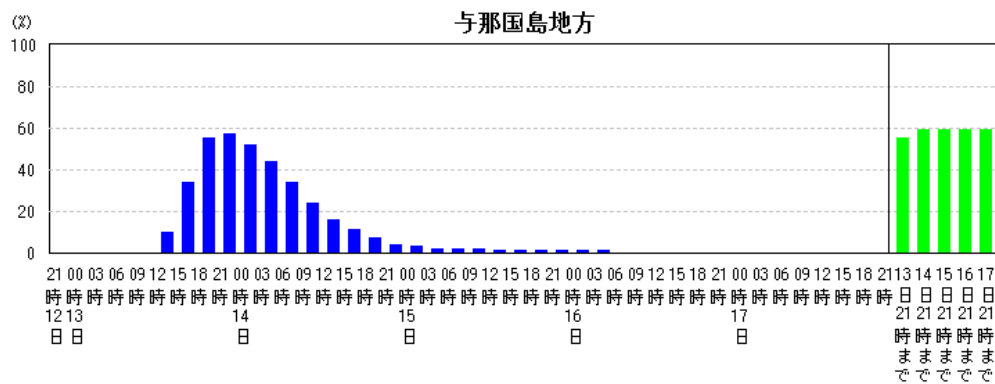
5日先までの強度を含む台風予報は、従来の3日先までの台風予報と同じ時刻・頻度で、1日4回発表します。





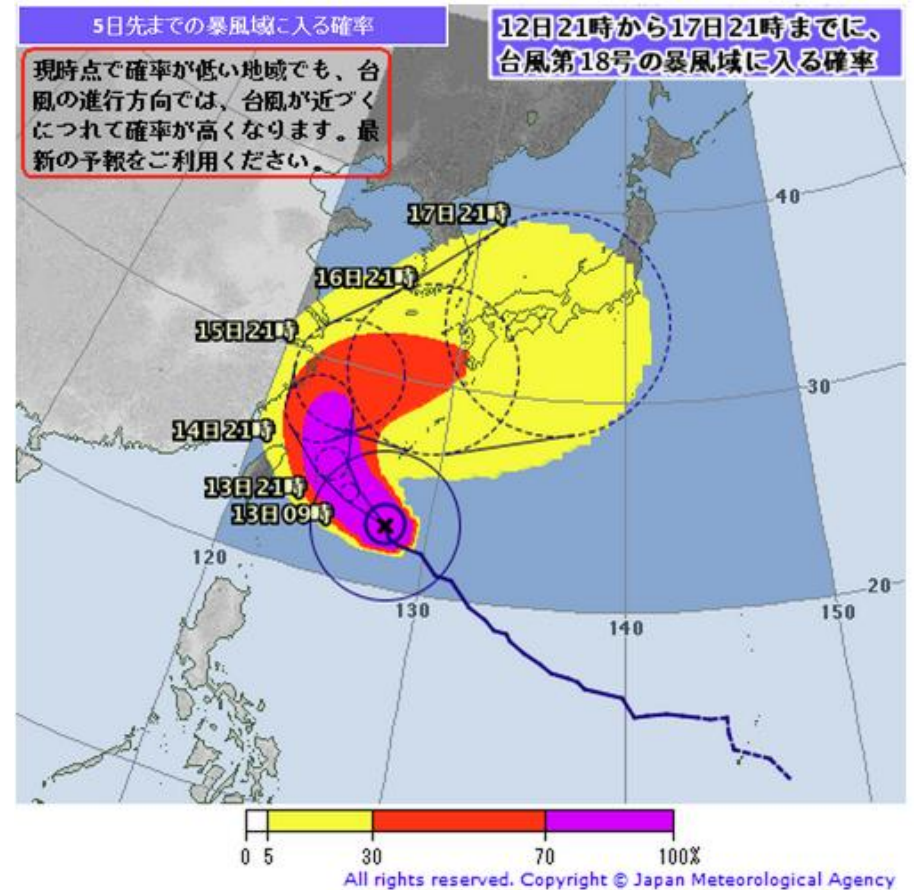
# 台風強度予報を5日先まで延長

気象庁は、市町村等をまとめた地域ごとに「暴風域に入る確率」を発表します。5日（120時間）以内に台風の暴風域に入る確率が0.5%以上である地域に対し、下の図のように5日（120時間）先までの3時間ごとの値を示します。



All rights reserved. Copyright © Japan Meteorological Agency

地域ごとの確率に加えて、下の図のような確率の分布図を発表します。分布図では、北緯20～50度、東経120～150度で囲まれる領域を対象として、緯度方向0.4度、経度方向0.5度毎に5日（120時間）先までに暴風域に入る確率を示します。



## 2 今後の取り組み予定



# 防災気象情報の伝え方の改善策と推進すべき取組【概要】

- 「平成30年7月豪雨」では、気象庁や関係機関からの防災気象情報の発表や自治体からの避難の呼びかけが行われていたものの、それらが必ずしも住民の避難行動に繋がっていなかったのではないかと指摘があった。
- 「防災気象情報の伝え方に関する検討会」では、大雨時の避難等の防災行動に役立つための防災気象情報の伝え方について課題を整理し、その解決に向けた改善策をとりまとめた。

## <改善策と推進すべき取組>

### 1. 危機感を効果的に伝えていく

対応1-1 市町村の防災気象情報等に対する一層の理解促進

～避難勧告等の発令判断を支援する取組～

- ▶「あなたの町の予報官」の新規配置
- ▶「気象防災アドバイザー」の一層の活用
- ▶「気象防災ワークショップ」の一層の推進 等

対応1-2 住民の防災気象情報等に対する一層の理解促進

～「自助・共助」を強化する取組～

- ▶地域防災リーダーの育成支援
- ▶報道機関・気象キャスター、大規模氾濫減災協議会等と連携した普及啓発・訓練等の推進

対応1-3 記者会見やホームページ、SNSの活用等、広報のあり方の改善

- ▶住民自らが我が事感をもって利活用できるよう、広報のあり方を改善
- ▶地域に密着した情報発信の強化
- ▶訪日外国人等のためホームページを多言語化

### 2. 防災気象情報を使いやすくする

対応2-1 土砂災害の「危険度分布」の高解像度化

対応2-2 「危険度分布」やハザードマップ等の一覧性の改善

対応2-3 「危険度分布」の希望者向け通知サービスの開始

対応2-4 「危険度分布」等の精度検証や発表基準の改善とその周知

### 3. 防災情報を分かりやすくシンプルに伝えていく

対応3 関係機関と連携した避難行動につながるシンプルな情報提供の検討の推進

- ▶中央防災会議WGの方針に基づき、関係機関と連携して各防災気象情報について警戒レベルとの対応付けを明確にして分かりやすく発表。あわせて、各情報にキーワードやカラーコード等を付すことを検討。

### 4. 大雨特別警報への理解促進等

対応4-1 大雨特別警報の位置づけ・役割の周知・広報の強化と記者会見等での発表可能性への言及

対応4-2 大雨特別警報発表の精度向上

- ▶現行の大雨特別警報の位置づけ・役割の下で発表基準を見直す。

## <今後に向けて>

- 気象庁では、河川や砂防等の関係部局との緊密な連携のもと、推進すべき取組に沿って可能なものから取組を推進。



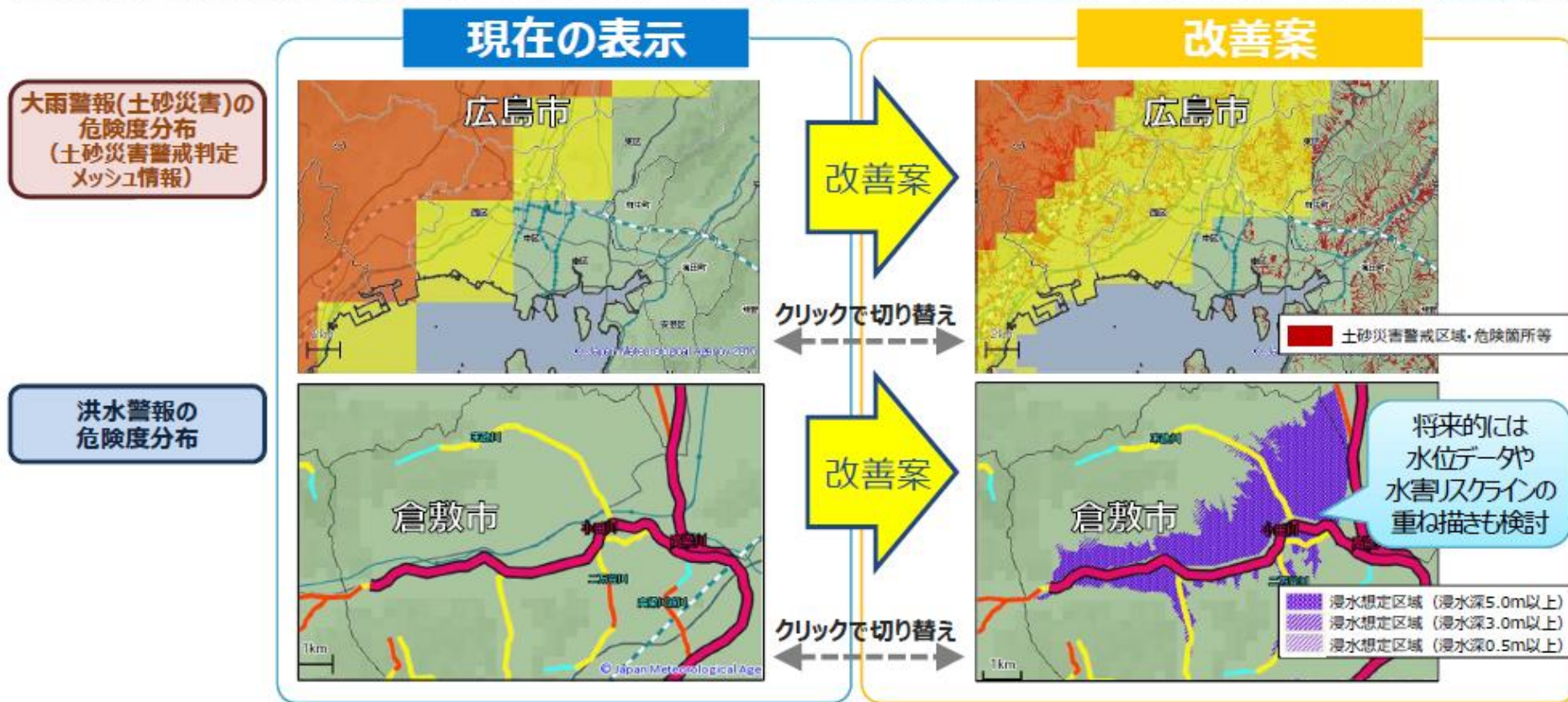
# 改善案の例

関係機関と連携した「危険度分布」やハザードマップ等の一覧性の改善

- リアルタイムの大雨の危険度と併せ、自分が住んでいる場所の危険性も同時に確認できるよう、「危険度分布」やハザードマップ等の個別のページにアクセスしなければならない一覧性の乏しい現状を関係者と連携して改善。

## <第1回検討会での主なご意見（再掲）>

- 避難行動に結びつけるには、地域それぞれの脆弱性（ハザードマップ等）とリアルタイムの気象状況（外力）を重ね合わせて示す情報があるとよい。

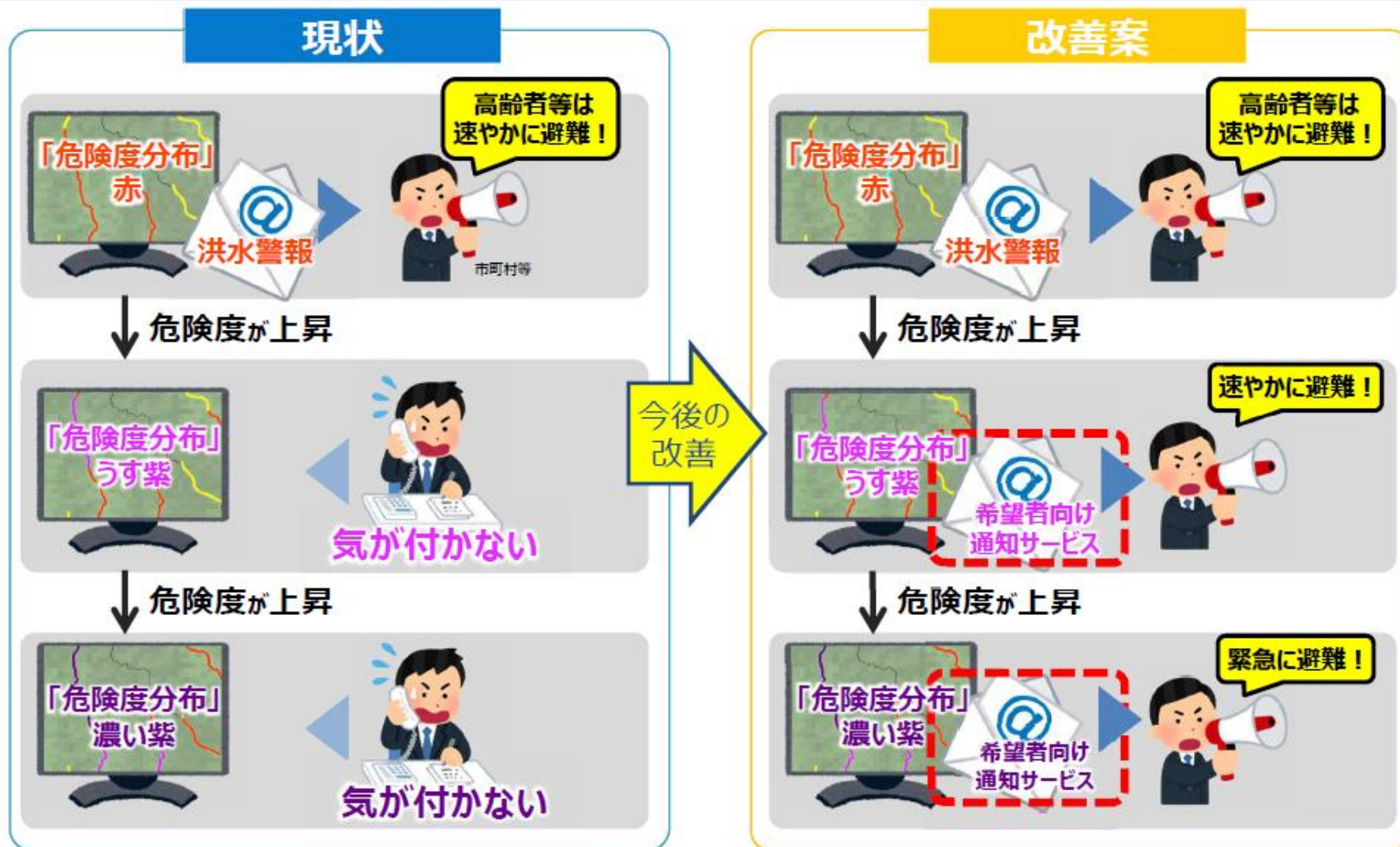


※ 国土交通省の防災情報ページや気象庁のホームページなどにおいて提供。



# 「危険度分布」の希望者向け通知サービスの開始 (6月以降予定)

- ▶ 「危険度分布」が示す危険度の高まりが確実に伝わるよう、市町村など希望者向けに通知するサービスを開始。



# 警戒レベル相当情報～防災気象情報と警戒レベル～

■ 様々な防災情報のうち、避難勧告等の発令基準に活用する情報について、警戒レベル相当情報として、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促す。（例）氾濫危険情報：警戒レベル4相当情報〔洪水〕

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報		住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報	
			水位情報がある場合	水位情報がない場合		
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報※ <sup>1</sup> ※1 可能な範囲で発令	氾濫発生情報	(大雨特別警報(浸水害))※ <sup>3</sup>	(大雨特別警報(土砂災害))※ <sup>3</sup>	
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示(緊急)※ <sup>2</sup> ※2 緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※ <sup>4</sup>	
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)	
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)	
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性 ※平成31年出水期から「早期注意情報」と名称変更				

内閣府避難勧告に関するガイドラインより

※3 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

※4 「極めて危険」については、現行では避難指示(緊急)の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注) 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、市町村の避難勧告等の発令に資する情報が出されたとしても発令されないことがある。

注) 本ガイドラインでは、土砂災害警戒判定メッシュ情報(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。



正規

## 〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号  
 洪水警報  
 平成〇〇年〇月〇日〇時〇〇分  
 〇〇河川事務所・〇〇地方气象台 共同発表

(見出し)

見出しの冒頭に追加

**【警戒レベル4相当情報「洪水」】**〇〇川では、氾濫危険水位~~(レベル4)~~に到達し、氾濫のおそれあり

1文に記載するレベルは1つにする

(主文)

主文冒頭にも追加

**【警戒レベル3相当】**〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位~~(レベル4)~~」に到達する見込みです。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

見出しには「…相当情報「洪水」」と明示するが、主文では簡略化(下線部省略)

**【警戒レベル4相当】**〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位~~(レベル4)~~」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

レベル下降時はその旨を追記する

**【警戒レベル2相当に引下げ】**〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の目安となる「避難判断水位~~(レベル3)~~」を下回り、今後、水位は下降する見込みですが、引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。

レベル2を下回る時(全解除)は何も追加しない

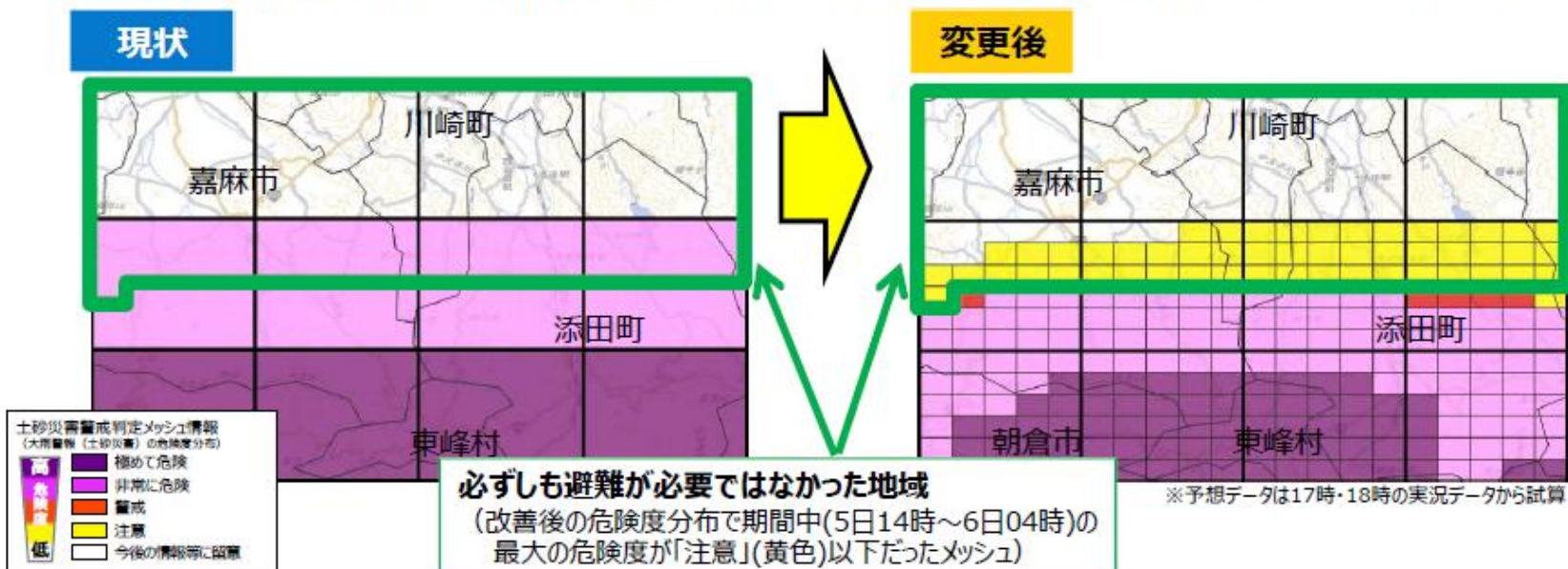
〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位~~(レベル2)~~」を下回りました。



# (参考) 土砂災害の「危険度分布」の高解像度化 (6月予定)

- 市町村が避難勧告等の判断により一層活用できるよう、土砂災害の「危険度分布」を現状の5kmメッシュから1kmメッシュに高解像度化。都道府県と気象台が連携してリードタイムの確保に留意した土砂災害警戒避難基準雨量の検証や活用方法の検討を推進。

## 土砂災害の「危険度分布」の高解像度化 平成29年7月九州北部豪雨における例 (平成29年7月5日16時)



現行の土砂災害の「危険度分布」は解像度が粗く(5kmメッシュ)、必ずしも避難が必要でない住民にまで避難の必要性を伝える情報となっている場合がある。 ※ なお、一部の都道府県では1kmメッシュ情報を公開している。

警戒避難への活用

- 市町村の避難勧告等発令判断に資する情報としての活用  
(例) 都道府県が市町村の避難勧告を発令する単位で危険度を表示することによって、市町村が適切に地域を絞り込んで避難勧告等を行うことを支援。
- 住民等の避難するマインドを向上させる情報としての活用  
(例) 住民等が自分の今いる場所の危険度をより適切に把握できるよう、自宅等が容易に特定できる詳細な地図と重ね合わせ。



# (参考) 自治体と連携した普及啓発

## ●自治体と連携した普及啓発、防災気象情報の利活用の促進

大阪府はじめ自治体と連携して、次のような普及啓発活動を実施する。

- (住民) 地域防災リーダーの育成。
- (学校) 防災教育。大阪管区気象台HPに小学生向け教材を掲載。  
気象庁HPに全国の気象台が作成した教材を掲載。
- (自治体) 自治体職員への研修
- (自治体) 気象防災ワークショップ
- (自治体) 顕著現象後の**振り返り**の実施
- 気象友の会と連携した講演会等の実施



## ●学校の先生に、**警報の時系列予想図**を届けたい

- 台風の場合、暴風警報の発表のタイミングは事前にある程度想定できる。
- 暴風警報の発表時間がわかる時系列予想図を各学校に届けて、**休校判断**に利用していただきたい。
- 気象台HPへ台風説明会資料が掲載されていることを周知いただきたい。  
気象台 → 各市町村の危機管理部署 → 教育委員会 → 学校

# (参考) 特別警報の位置づけ・役割

## ● 位置づけ

大雨特別警報は、避難勧告や避難指示（緊急）に相当する気象状況の次元をはるかに超えるような現象をターゲットに発表するもの。

## ● 役割

(1) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、災害の危険性が認められている場所からまだ避難できていない住民には直ちに命を守る行動をとっていただくことを徹底。

(2) 災害が起きないと思われているような場所においても災害の危険度が高まることについて呼びかけ。

(3) 速やかに対策を講じないと極めて甚大な被害が生じかねないとの危機感を防災関係者や住民等と共有することで、被害拡大の防止や広域の防災支援活動の強化につなげる。

特別警報を待つことなく、段階的に発表される気象情報を利用して、防災活動や自主避難の判断をお願いします。

# 府・市の取組内容について

管内8河川で設置済

川の水位情報HPで確認可

北川 前田橋

前川 西長砂橋

藤田川 藤田川下流

たち川 寝屋下橋

岡部川 岡部小橋

谷田川 深野緑が丘橋

清滝川 菰屋本町地先

鍋田川 大東公園

該当水位計をクリックすると以下の水位表示  
(所定水位に達するまでは、1日1回計測)

忘れず、  
生かそう！  
大阪北部  
地震の教訓

いつかまた来る  
その日に備える。

みんなと私の防災訓練

# 枚方ひこ防z

～枚方市総合防災訓練～

2019年

6月16日

震度6強の大地震が発生！

昨年6月18日、大阪府北部を震源とする強い地震が発生し、枚方で観測史上初となる震度6弱を観測しました。1年が経った今、この教訓を忘れず、震度6強を想定して、市民の誰もが参加できる防災訓練を行います。

STEP 1 午前9時、市内全域に  
エリアメール

生駒断層帯地震が発生！シェイクアウト訓練でまさにその時、自分や家族の身の安全を確保する行動は何か？を考えてください。

STEP 2 ニッペパーク  
岡東中央で災害に備える

防災知識を蓄え、備えることで被害を減らすことができます。ニッペパーク岡東中央の防災関連企業などの啓発ブースにお越しください。

STEP 3 市内4カ所で  
避難所運営訓練を実施

災害時こそ人のつながりが大切。普段から訓練に参加してご近所等と顔の見える関係を築きましょう。当日は船橋・小倉・春日・菅原東の4つの小学校で避難所運営訓練を行います。見学可。

枚方市 危機管理室 ☎ 072-841-1270、FAX 072-841-3092

✉ kikikanri@city.hirakata.osaka.jp

詳細は市HP ⇒

<http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000023695.html>



# 寝屋川市 【防災ガイドブックについて】

## ■防災ガイドブック「命を守るワガヤノ防災」の特徴

- 易しい言葉でイラストも多く子どもの防災学習にも活用可能。
- 女性視点での防災情報として災害時の防犯対策や避難所での女性への配慮を掲載。
- 文字が大きく見やすい。



子どもの防災学習

女性視点の防災



目次

災害を知る	4
巻頭 4 大津 5 上野河原 6 島尾 7 川尻 8 大津子 阿久 武田 9 10	
<b>1 寝屋川市で暮らす</b>	<b>12</b>
寝屋川市域にあるまで	12
寝屋川市の水防	14
寝屋川市を流る河川	16
寝屋川市で地震の揺れ	17
寝屋川市で火災の発生	18
寝屋川市で洪水の被害	20
<b>2 今できる備え</b>	<b>24</b>
災害発生シミュレーション	
地震発生1分前	24
地震発生1分後	25
地震発生1分後	26
地震発生1分後	27
地震発生1分後	28
地震発生1分後	29
地震発生1分後	30
地震発生1分後	31
地震発生1分後	32
地震発生1分後	33
地震発生1分後	34
地震発生1分後	35
地震発生1分後	36
地震発生1分後	37
地震発生1分後	38
地震発生1分後	39
地震発生1分後	40
地震発生1分後	41
地震発生1分後	42
地震発生1分後	43
地震発生1分後	44
地震発生1分後	45
地震発生1分後	46
地震発生1分後	47
地震発生1分後	48
地震発生1分後	49
地震発生1分後	50
地震発生1分後	51
地震発生1分後	52
地震発生1分後	53
地震発生1分後	54
地震発生1分後	55
地震発生1分後	56
地震発生1分後	57
地震発生1分後	58
地震発生1分後	59
地震発生1分後	60
地震発生1分後	61
地震発生1分後	62
地震発生1分後	63
地震発生1分後	64
地震発生1分後	65
地震発生1分後	66
地震発生1分後	67
地震発生1分後	68
地震発生1分後	69
地震発生1分後	70
地震発生1分後	71
地震発生1分後	72
地震発生1分後	73
地震発生1分後	74
地震発生1分後	75
地震発生1分後	76
地震発生1分後	77
地震発生1分後	78
地震発生1分後	79
地震発生1分後	80
地震発生1分後	81
地震発生1分後	82
地震発生1分後	83
地震発生1分後	84
地震発生1分後	85
地震発生1分後	86
地震発生1分後	87
地震発生1分後	88
地震発生1分後	89
地震発生1分後	90
地震発生1分後	91
地震発生1分後	92
地震発生1分後	93
地震発生1分後	94
地震発生1分後	95
地震発生1分後	96
地震発生1分後	97
地震発生1分後	98
地震発生1分後	99
地震発生1分後	100
<b>3 ハザードマップ</b>	<b>100</b>
ハザードマップの使い方	102
寝屋川市ハザードマップ(全版)	104
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	106
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	108
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	110
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	112
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	114
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	116
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	118
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	120
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	122
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	124
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	126
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	128
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	130
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	132
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	134
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	136
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	138
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	140
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	142
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	144
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	146
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	148
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	150
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	152
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	154
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	156
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	158
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	160
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	162
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	164
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	166
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	168
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	170
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	172
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	174
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	176
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	178
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	180
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	182
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	184
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	186
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	188
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	190
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	192
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	194
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	196
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	198
寝屋川市ハザードマップ(内巻)	200
<b>4 役立つ防災知識</b>	<b>152</b>
災害発生時の対応	154
災害発生時の対応	156
災害発生時の対応	158
災害発生時の対応	160
災害発生時の対応	162
災害発生時の対応	164
災害発生時の対応	166
災害発生時の対応	168
災害発生時の対応	170
災害発生時の対応	172
災害発生時の対応	174
災害発生時の対応	176
災害発生時の対応	178
災害発生時の対応	180
災害発生時の対応	182
災害発生時の対応	184
災害発生時の対応	186
災害発生時の対応	188
災害発生時の対応	190
災害発生時の対応	192
災害発生時の対応	194
災害発生時の対応	196
災害発生時の対応	198
災害発生時の対応	200

寝屋川市ハザードマップ(全版)

# 大東市【地区防災計画作成推進に関する取組について】

## ◆目的

学識者による防災に関する講演等を実施して、地区防災計画作成の推進および防災意識の醸成を図る。

## ◆参加者

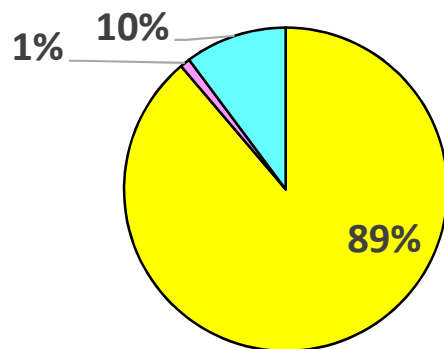
約150名  
(自主防災組織の代表者および一般参加希望者等)

## ◆講演内容

「災害に役立つ！  
『ちくぼう』をつくりませんか。」  
兵庫県立大学減災復興政策研究科  
准教授 阪本 真由美 氏

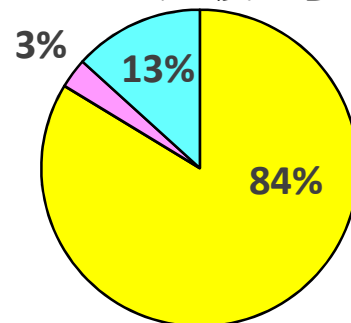
## ◆効果（アンケート調査結果）

【講演の内容について】



■期待にそった内容であった  
■期待にそった内容でなかった

【講演の内容は地域に役立ちますか？】



■はい ■いいえ ■無回答



【講演ポスター】



【講演風景】

# 交野市 【草川調整池整備事業 等】

京阪交野線と府道交野久御山線の交差部において、近年頻繁に浸水していることから、浸水対策用の調整池整備を行っている。(調整池容量  $V=500\text{m}^3$ )



H28.6 浸水状況



## 【事業概要】

- H30.8 用地取得
- H31.1 工事着工
- H31.11 竣工予定



その他 平成31年3月に 内水浸水想定区域図を作成し、ホームページで公表  
※既往最大降雨(平成24年8月 推定時間最大雨量123mm)